

## 平成26年海津市議会第2回定例会

### ◎議事日程(第2号)

平成26年6月13日(金曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

### ◎出席議員(15名)

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	川瀬厚美君		

### ◎欠席議員(なし)

### ◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部次長 (施設担当)	岡田健治君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡邊良光君

総務部 企画財政課長	白木法久君	市民環境部長	鈴木照実君
健康福祉部長	木村元康君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	伊藤裕康君
産業経済部長	中島智君	建設水道部長	丹羽功君
危機管理局 危機管理監兼 監察室長	三木孝典君	教育委員会 事務局局長	服部尚美君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱田昭君	会計管理者	馬場司郎君
監査委員事務局 併公平委員局長 事務局書記長	徳永廣徳君	農業委員会 事務局局長	石原八十司君
消防長	吉田一幸君	市民環境部 市民活動推進課長	福島謙治君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青木彰	議会事務局 議会総務課長兼 議会調査係長	古川和典
議会事務局 議会総務係 課長	水谷理恵		

◎開議宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 橋本武夫君、6番 松田芳明君を指名します。

---

◎一般質問

○議長（川瀬厚美君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者、答弁者は、自席にてお願いをいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（川瀬厚美君） 最初に、6番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

○6番（松田芳明君） それでは、今回も市民目線に立って3つの質問をお願いします。

質問内容です。1つ目、現在、海津市には子どもを産むことのできる産婦人科がないと聞いていますが、事実ですか。また、同時に、海津市民の安心・安全を守る医療の問題について、次の3点の説明を市長に求めます。

1. 現在の海津市内に子どもを産むことのできる産婦人科の有無。
2. 海津市内にある診療機関の科の種類とその数。
3. 市長の考える今後の海津市の医療機関のビジョン。

以上、3点をお願いします。

2つ目です。今年度予算に計上された各地区の神社・ごみステーション等の準公共施設の水道料金徴収のための工事の進捗状況について、次の2点の説明を市長に求めます。

1. 具体的な工事の進捗状況。

2. 工事完了と水道料金の徴収時期の見通し。

3つ目です。海西公民館の取り扱いについて、次の3点の説明を市長に求めます。

1. 海西公民館の位置づけ、野寺地区の集会場的な一面はないのか。

2. 利用に際して不便な海西公民館の今後の活用方法、どのように有効に活用していくのか。

3. 少子・高齢化が進む中での市民の憩いの場、避難場所、地域の教育の場等の役目を担い公共施設の設置の海津市のプラン。

以上、3点をお願いします。よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の海津市の医療問題についての御質問にお答えします。

1点目の、現在、市内において子どもを産むことのできる産婦人科の有無についての御質問ですが、市内の医院には産科婦人科が2カ所ありますが、両医院とも今は妊産婦の健康診査や子宮がん検診等を含む外来での婦人科の診察のみとなっており、現在、市内の医院では、子どもを産むことのできる産婦人科はありません。

2点目の、海津市内にある診療機関の科の種類とその数についての御質問ですが、市内には、一般病院が1カ所、精神科病院が1カ所、医院が19カ所あります。その中で診療科につきましては、内科、小児科を初めとし、24の診療科があり、その診療科の延べ数は、内科14、小児科11を初めとし、65の診療科総数となっています。

次に3点目の、私の考える今後の海津市の医療機関のビジョンについてお答えします。

医療体制の充実を図ることは、市民の命を守り、安心して生活するための基本的条件として重要な課題であると認識いたしております。現在の医療は、増大かつ専門化しつつある医療需要にあっていかなければなりません。しかしながら、個々の医療機関でこれを満たしていくことは非常に困難であるものと思います。したがって、地域で質の高い医療サービスが受けられるよう、各医療機関との連携体制強化を促進するとともに、救急医療体制の整備・充実を図っていくことが重要であります。

そこで、この機会をおかりし、市民の皆様にお願いがございします。ちょっと風邪を引いたり、けがをしたときに、気軽に診てもらったり相談に乗ってもらえることができる、日ごろから顔なじみのまちのお医者さん、かかりつけ医をぜひ持っていただきたいと思ひます。

かかりつけ医は、適切な保健指導をしていただけること、検診結果の管理と慢性疾患に対するアドバイスを定期的にいただけること、ふだんの状態を知っているため、緊急のときに適切で素早い対応ができ、また適切な専門医を紹介していただけること、はしご受診がなくなり、薬の重複による危険や医療費の無駄がなくなることなどのメリットがあります。

万が一、高度な医療施設や技術を持った医療機関での受診が必要になったときは、地域のかかりつけ医さんとの連携により、それぞれの長所を生かし、速やかに一人の患者さんを診ていく地域医療連携の体制が整っていますので、まずは地域の身近なお医者さんをかかりつけ医として御利用いただき、日ごろからの健康管理にお役立ていただきたいと思います。

今後も、本市の健康づくりの羅針盤でもあります「かいづ健康づくりプラン」の着実な推進をしていく中で、健（検）診事業の充実と積極的な受診勧奨により、病気の早期発見、早期治療により重症化を防止していくことを重要な柱として、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、神社・ごみステーション等の水道料金徴収のための工事の進捗状況についての御質問にお答えします。

水道事業は、基本的に水道料金収入で費用を賄う独立採算制による財務管理が行われる事業です。海津市の水道使用料は、合併時点では旧町時代の料金を引き継ぎ、平成20年に料金を統一いたしました。現在の海津市の水道事業は、非常に厳しい財政状況にあり、一般会計からの繰り入れを行って運営しております。

平成24年度に水道利用加入金の改定に当たり、水道料金等審議会より答申を受けた際に、未賦課施設などの見直しを含め、水道事業の安定かつ効率的な経営に努めることを求められました。その答申を受け、利用者の公平性を保つため、神社・ごみステーション等で水道料金が未賦課になっている施設につきまして、解消する方向で自治会等と協議する旨を昨年11月に議会全員協議会の場で御説明申し上げました。

その後、12月に自治連合会の理事会の席で説明申し上げ、各自治会長様へは文書にて御依頼し、ことし2月より個別に御説明、御相談にお伺いさせていただいております。しかし、一部の自治会等におかれましては態度を保留されているため、御質問の1点目の具体的な工事の進捗状況につきましては、同意をいただいた自治会様から、順次、メーター器等の設置工事の発注に向け準備を進めております。

続きまして、2点目の工事完了と水道料金の徴収時期の見直しにつきましては、各自治会長様に御依頼させていただきました折には、料金の賦課を平成26年度の第6期分（平成27年1月・2月使用分）から予定している旨、お知らせしましたので、ことしの12月までに工事を完了させる予定でおります。しかし、先ほど述べましたように、一部の自治会等におかれましては態度を保留されていますので、同意が得られますよう、鋭意協議を進めてまいりたいと思います。

次に海西公民館の取り扱いについて、3点についてお答えします。

まず、1点目の海西公民館の位置づけですが、野寺地区の集会場的な一面はないのかについてですが、公民館の設置の目的は、社会教育法で定められているとおり、市町村その他一

定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

旧平田町より海西公民館は、地区集会所として地域の方々に利用されていますが、あくまでも社会教育法による野寺地区を含む海西校区区域内の地区公民館として位置づけ利用をしていただいておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

次に、2点目の海西公民館の今後の活用方法ですが、現在、利用者数や経費削減による財政的観点から、管理人の無人化などにより利用者に御不便をおかけしておりますことや、災害などの緊急時の鍵の開錠などをどうしたらいいのかなど検討課題があります。こうした課題を1つずつ調整しながら、地域の住民が実際生活に即する教養向上の場、健康増進、生活文化の振興などが図られる場として、また災害等の避難場所として活用できるなど、今後も有効かつ便利に利用促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の少子化が進む中での市民の憩いの場、避難場所、地域の教育の場等の役目を担う公共施設の設置の海津市のプランについてですが、公共施設につきましては、第2次行政改革大綱、集中改革プランによりまして、行政改革推進審議会の答申を得ながら、公共的施設見直し指針を策定し、効率的な行財政運営の視点を踏まえ、公共的施設の統廃合整備施策を推進してきたところであります。

指針では、①としまして市としての一体性の確保と適正配置、②といたしまして既存施設の有効活用による効率的な行政経営、③としまして施設の改築・改修方法の見直し、④民間活力の導入を基本方針に、市全体として効果的かつ適正な配置に向けて取り組んでいくこととしております。

公共的施設の見直しは、市民の方々の意向や財政状況を総合的に勘案して進めていく必要があり、本市の行政需要に適した施設のあり方について指針に沿って有効活用できるよう、さらなる整備や、公共施設の見直し、将来的見地から施設の複合化も含めて検討するとともに、さらなる見直しを図ってまいります。

議員御質問のように、全国的な傾向と同じく、海津市におきましても高齢化が進み、人口減少は避けられないわけでありますので、公共施設におきましても、今あるものをどうメンテナンスをしていくかが重要になってきております。

御質問の海西公民館につきましては、海西地区における公民館施設として存続させていくべきものとして取り扱っております。

現在、市民に利用されている社会教育施設を地域の方々が気軽に集い、学び、憩える場として、また災害時などには、緊急的な避難が可能な施設として利用できるよう充実を図っていきたいと考えております。

限られた予算の範囲内で、海西公民館の充実はもとより、社会教育施設の有効活用を図りながら、市民の集える場となるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） ありがとうございます。

まず、1つ目の医療の問題なんですけど、いろいろ今問題になっていることがたくさん医療関係にはあると思うんですけど、10年ほど前から、医療のミスとか、そういうので死亡とか、あるいは重大な障がいを得た場合に裁判になるというようなことで、そういう裁判になるようなリスクを避けようということで、小児科医、それから産婦人科医を希望する医学生が少なくなっていると。

それから、今、市長さんのお話にもあったんですけど、私も南濃町に勤めていたときに小川クリニックさんという産婦人科がありましたし、日新中におるときは小坂井レディースクリニックさんという産婦人科もあったとお聞きしていて、実は市民の方から、最近娘が子どもを産んだが、そのときに家庭の事情でいろいろ問題があって大垣市で産んだけど、片道で45分ぐらいかかって非常に不便をしたんで、何とか海津市内でそういった子どもを産むようなことができる場所がないかというようなことを市長さんに話してくれというような話を伺いました。ただ、今、産婦人科を海津市に持ってくるということは、非常に財政的にも難しい問題があるということは重々わかっているんですけど、ただ、私がお聞きした範囲で、ここ3年間なんですけど、平成23年度、海津市での子どもの生まれた数ですけど245名、そのうち大垣市では104名、羽島市で51名、桑名市で37名、平成24年度も余り変わりません。ちょっとショックだったのは、昨年度、平成25年度が子どもの数が191名になってしまったんです。ということは、平成23年度、平成24年度に比べて50人以上減ったと。教員だったことで、すぐに単純計算をして1クラス40人だなあと、そうすると何クラスになるかなあと。そうすると、240人だと6クラスだなあと。ということは、海津市内で中学校のクラスは6で済むんかと。それが200を切ってしまうと、これは寂しいことにまたまた減ってしまうということになって、これは何としてもこれ以上減らしたらいかなあということを思うんですけど、そこで、今23年度の例を挙げたんですけど、大体どの年も半分弱、40%ちょっとが大垣市で生まれている。それから、その次が羽島市、それから次が桑名市と。最近では、津島市のほうに何かいい病院があるかということ、そこも徐々にふえていると。

私の子どもは、平田町なんで北のほうにありますので大垣市で生まれました。そういうこ

ともあって、大体平田町の人だと大垣市に行くか、羽島市で産むかと。それから、南濃町のあたりだと、ちょうど羽沢のあたりが境目だとお聞きしたんですが、羽沢を境にして、大垣市に行くか、それから桑名市のほうに行くかと。海津町のほうの方だと愛知県の方でもということで、なかなか難しい問題があるんですが、私がお願いしたいのは、この間、新聞に「消滅する市町村」ということで、海津市も2040年には20代、30代の女性の人数が半減するというようなことが新聞に載っていました。養老町もそういう立場にあるんですが、ですから、海津市は位置的には非常に難しいんですが、やはり市長さんが言われたような養老町とか大垣市とか、あるいは県は違っても桑名市とか、羽島市とか、こういったところと提携をして、より安全にお子さんを産んでいただく環境が整うよう、これからも努力していただきたいなあというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に2つ目です。今度は水道料金の話です。これも、私、12月の定例会で質問させていただきました。以前から南濃町の方が水道料金が高くなってしまったということを不満に思ってみえるという話をしました。もう何年も前の話だということなんですが、やはり一度そのことが頭にこびりついているのか、今でも言われます。

去年の経緯を先ほど市長さんが説明していただいて、そのことをお話ししました。そうしたら、自分の自治会では、昔から神社とか、そういうところの料金も払っておる、でも、隣は払っておらへんやないかというようなことで、また不満たらたら話がありました。そういう払っていなかったところは、料金をちょっと上乘せして徴収しておるとか、そういう話じゃないのかみたいなことを言われたので、メーターがついていないんでそういうことはできませんという話で、今後、平等にされるそうなのでよろしくをお願いしますと私も伝えておいたんですが、先ほど1つだけちょっと気になったことがあって、同意がいただけるところから工事は始まっていると、それは当然のことですが、一刻も早くメーターをつける工事をしていただきたいんですが、同意がいただけるということは、同意しなかったところはどうかと、ちょっとこの辺のグレーなところがどうなるのかということをお聞きしたいと。もし、これがどんどんどんどん先延ばしになっていけば、またその不平等感というのは海津市全体に広がっていくのやないかということをお聞きしますが、その同意されなかった自治体に対してはどのように措置されるのか、ちょっとお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 先ほどの質問の同意をいただけないところに対する今後のことですが、そのような自治会等の方につきましては、使用量が少ないのでなかなか基本料金まで払うのが難しいとか、また今の各自治会においては、一部大量にそういう箇所がございますので、年間にしてみると自治会費等の関係でも大分負担がかかってくるというようなこともございまして、自治連合ともいろいろ協議の中で今お話をさせていただいてお

ります。まだどういうふうに持っていくかというのは、ちょっと結論は出ておりませんが、今月も自治連合のほうにも協議を出させていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

[6番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 松田芳明君。

○6番（松田芳明君） ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思うんですが、でも、先ほどの答弁の中にありました公平性ということから考えると、やはり100%取るのが筋だと思いますので、よろしくお願ひします。

これについては、また12月の定例会でどうなっているかというお話もお聞きしたいと思ひますので、頑張ってください。よろしくお願ひします。

3つ目の海西公民館の話は、私がちょうど生まれるあたりからの問題で、平田町が海西村と今尾村が合併してできた当時、60年近く前の話からのいきさつがいろいろあると思うんですが、先ほど言われたように、公民館のいろんなことを定める法律等では、今、市長さんがおっしゃったようなこともあるんですが、野寺には集会場はありません。それは市長はお地元なので御存じだと思うんですが、そういったところほどのくらいあるかということ市のお聞きしたんですが、ほとんどないと。だから、野寺というのは特別なところだということになるんですが、料金を取るというのは、私は前回の消費税が上がるときに、少しずついろんな施設の公共料金を値上げすることに特に反対はしないけど、もう少し先を見据えた値上げの仕方したらどうかという話をしたぐらいで、料金を取るということについては異議がないんですが、この無人化の問題は、非常に問題がありまして、なぜかという、私が関連した事例だけでも、2年前に野寺の総代会を夜7時から始めたときに、鍵をあけてもらえないと。どうするんや、どうするんやということで自治会長さんが悩まれて、市のほうへ電話したり何かして鍵が届いたのは40分おくれで、8時近くから会議が始まったと。それ以降、野寺の自治会は、この公民館を使用せずに、営農組合という農業の団体があるんですが、そこの倉庫の2階で総代会をやられていると。

それから近々では、この4月に、私が代表をしているところでお借りしたんですが、ことしから制度が変わったということで、連絡がうまいことっていないということで、同じようなケースであけていただいたのは7時半と。その方も私は連絡をもらっておらへんというようなことをおっしゃって、どれだけ言い合ってもそんなことは話にならへんことなんで仕方がなかったんですが、こういった不便さ。先ほど言われた緊急時の避難所となっているのに、鍵を地元の間人があけられないとか、いろいろあると思ひますので、これは早急に解決していただきたいということをお願ひします。それをお願いして質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

- 議長（川瀬厚美君） 答弁は必要ですか。
- 6番（松田芳明君） 結構です。
- 議長（川瀬厚美君） これで松田芳明君の一般質問を終わります。

---

◇ 六 鹿 正 規 君

- 議長（川瀬厚美君） 続きまして、7番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

- 7番（六鹿正規君） 2点の質問をさせていただきます。1点目は、市役所の休日オープンについて、これは前回もお尋ねしました。2点目、駒野工業団地内にあるとされる市の公有財産についてをお尋ねします。

平成26年第1回定例会で一般質問をいたしました。1カ月に1度、市役所休日オープンを考えてみてはどうかと、その質問に対して市長の答弁は、この庁舎が市民の皆様から親しまれ、使いやすく、訪れやすい庁舎となるよう、さらなる行政サービスの向上を目指してまいります。また、生活習慣の多様化や共働きの世帯の増加など変化していると、市民が来庁できる時間も限られておると、このような状況に対するために、時間外予約サービス等々、各種の窓口サービスも紹介されました。そして、市民の皆様の御意見を伺いながら検討していく必要があると。市民ニーズを把握し、市民のためとなる窓口のあり方について今後検討していきたいと結ばれましたが、いつごろから検討されるのか、お尋ねをいたします。

次に、駒野工業団地内にあるとされる公有財産についてお尋ねします。

市長、海津市南濃町駒野字城山1317番3、地目、山林、地積311平米の市有地があると聞くと、承知しておみえでございませうか。

現在、どんな状況になっているんですか。

過去にこの土地を使用していた方はいたのですか。

使用されていたとするならば、契約はされていたのか、お尋ねをいたします。

- 議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

- 市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の1点目の、市役所の休日オープンについての御質問についてお答えします。

第1回定例会の一般質問でも答弁しておりますが、生活習慣の多様化や共働き世帯の増加など、社会情勢は変化し、市民が来庁できる時間も限られているのも事実で、このような状況に対応するため、本市におきましても、時間外予約サービス等、各種の窓口サービスの取り組みを実施しております。

また、年度末・年度初めは、就職や転勤、進学等により住所変更をされることが多くなることから、市民サービスの向上を図るため、年度末及び年度初めの日曜日に、転入・転出・転居等の住民異動に係る受付窓口を開設し、平日の昼間に来庁できない市民等の利便性の向上に努めております。

以前ございました定額給付金支給の折や、今回の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給手続におきましても、多くの市民の皆様の利用が見込まれるときには、休日の受け付け日を設けて対応しているところでございます。

なお、議員は、窓口業務のみならず、全ての業務についても平日と同様に開庁してはどうかの御提案かと存じます。市役所の手続の中には、市役所内で完結するものばかりではございません。県や国、業者の方など、連絡調整が必要なこともございます。また、今までも御相談等であらかじめ御連絡いただいている場合には、時間外においても対応させていただいております。

今後におきましても、御相談の御要望がございましたら、個別にはありますが、できる限り対応してまいります。

来年1月には統合庁舎西館の改修も終わり、統合庁舎事業が完了しまして、全部署がこの海津庁舎に集まります。

平田・城山支所では、下多度支所、石津支所とともに、市民生活に直結した窓口業務サービスを行ってまいります。統合を機に、統合庁舎での執務時間延長など試験的に導入を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

2点目の、駒野工業団地予定地内にあるとされる市の公有財産についての御質問にお答えします。

御指摘の市有地につきましては、養老鉄道の線路敷に隣接するのり面の土地であり、現在は使用目的のない遊休地になっております。過日、関係課職員により現地確認を行い、過去にこの土地を使用していた者はいない状況であると確認いたしました。市有地であるため、今後も適切に管理を行ってまいります。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） まず第1点目、私はこの質問を前回させていただいてから、いろんな方に、「休みにあいておると便利よね、私ども共働きだからすごく便利よね」という声を多数聞きます。また、今後、統合庁舎のみの、のみと言っても過言じゃないくらいの市民サービスの窓口になってくるかと。そういったことに関しまして、例えばお年寄りがこれからこ

こへ訪れる、それに対して、車に乗れない方はどうして来るか。自転車で、極端な話、野寺、勝賀、向こうの上からお金を使わないと思えば、自転車で行くしか仕方がない。また、バスに乗って時間をかけてくるのか。

こういったサービスでは、本来、趣旨は多少ずれますけれども、何のために合併をしたんだ。今、この海津から離れた市域では、合併しないほうがよかったねという声を多く聞きます。その思いの一環がこの市民サービスの不便さではないかと思われま。

今言われたように、どこの自治体も少子・高齢化、そういった時代を迎えて、役所に用のある人は仕事を休んで来なさいよ。私たちが仕事をしている間に、役所に用のある方はいらっしゃいよ、また休憩時間にいらっしゃいよ、これが海津市の市民サービスかと、合併した結果がこうなのか。これは、やはりちょっと私は間違っておると思うんです。今言われました、市長は、私が望むのは全部の課をオープンさせよという思いだと考えられる。そうじゃなくて、まず休日オープンをさせる気持ちがあるのかないのか。その気持ちがあることによって、じゃあ、真の市民サービスは何なんだろう。どの窓口を、どんな業務をオープンすればいいのか。まず、やる気があるのかないのかで変わってくると思うんですよ。

言われました、時間外のサービスをしていますよ。住民票、印鑑証明、来てくださいよ。じゃあ、そのオープンしておる時間内にも来られない人、残業で、そうしたらどうなんですか。また、そういった諸証明ばっかじゃなく、いろんな相談があると思うんですよ。ですから、一軒の家族が、おじいさん、おばあさん、今度休みに役所があいておるので連れていってあげるよ、こういったことができるんじゃないですか、休日オープンができておれば。そのためにキッズコーナーもつくって、若いお母さん方に時間にゆとりを持ってここへ来ていただいて、キッズコーナーで遊ばせていただく、そのためにつくったんじゃないんですか、あれは、飾りですか。

ですから、市長、誤解のないように、まずやる気になるかならないか。それによって真の、市民の皆様へ直結したサービスは何だろうということをみんなで話し合えばいいんです。そう思いませんか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 六鹿先生に理解をしていただきたいと思います。市になってサービスが低下した。今、各町で総合窓口課を持っておりまして、その利用者は非常に多うございます。それで不便になった、確かに体制が変わりましたので、若干そういうニュアンスはお持ちかもしれませんが、しかしながら、できる限りのサービスを今行わせていただいているところでもあります。

それから、今度1カ所になったときにどうするか。そういう観点で、先ほどお話を申し上げましたけれども、そのときもサービス低下にならないように、新しい体制を検討していこ

うということで今進めているわけでありませう。

例えば、足のこともあります。それは、何とかデマンドバスとか、そういったような形で解消できていかないかと、そういったことも含めてトータルでサービス低下にならないように、あるいは利便性が上がるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 現在は南濃にも平田にも総合窓口をつくってあると、ですから不便でない、そうですね。

○市長（松永清彦君） 不便でないとは言っていない。

○7番（六鹿正規君） じゃあ、不便はさほどかけておらんと、そういうふうには言い直しましょう。

じゃあ、例えばですよ……。

○議長（川瀬厚美君） ちょっと……。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） はい、どうぞ。

○7番（六鹿正規君） 私は、私どもの行われた選挙、また今までにいろんな選挙がございました。期日前投票は、この海津市は1カ所です。これに関しましても、やはり困難な方、バスに乗ってしか来られない方、車に乗れない方、また当日そういった用事があるからこそ期日前投票に行きたいと。しかし、わざわざバスに乗って行かないかん、それは不便じゃないんですか。市民が自分の権利をはっきりと、自分の意思表示をする場所へ行くのに、合併前であったら、それぞれの地域でできたでしょう。国民のこれは大事な権利でしょう。じゃあ、この選挙の投票に関して、電話をくれれば迎えに行きますよということ是可以できるんですか、できないでしょう。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 選挙の投票に関しましては、期日前投票と当日投票がございます。その範囲の中で市民の皆さん方が投票するという責務を果たしていただければ大変ありがたいと、このように思っております。

そして、その期日前投票に行けなかったということに関しましては、今後、それも先ほど申しあげました、市民の皆さん方の利便性につながるコミュニティバスの今施策を検討しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 選挙の投票に関してはそういったことを考えると、これは、そもそももっと前に考えて実行すべき施策ではないかと私は思います。しかし、今後考えるという答弁がございました。これに関しては期待をして終わります。

しかし、今、この不便になったという問題、それだけではございません。やはりこの庁舎へ大勢の方に訪れていただきたい。だから、私が言うのは、時間内、時間外にも訪れることができない、共働きで残業している、そういった方々にも、やはりこの市民サービスを当然提供するの、この行政の大きな役目ではないかと。

ですから、何も市長、いこじにならんでもいいですよ。いこじにならんでもいいですよ、別に。だから、皆さんに来ていただきたいと。だから、私の言うのは全ての業務をやれと言ってみえる、そうじゃないんですね。先ほどから言うように、市民のために、この窓口をもっと広げたいというふうであれば、相談業務、年金、福祉、児童、いろいろな問題があると思いますよ。ですから、本当に市民に直結した問題をこの庁舎で休日に、せめて1カ月に1度ぐらい。もし、何でしたら試験的にでも取り組むという、私はそれぐらいの答弁をいただきたい、そう思います。その問題についてお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いこじになっているわけでありませぬ。いこじになっておられるのは六鹿議員であります。

私が先ほど業務の延長を検討していると申し上げました。月1度の日曜日の午前中だけのオープンよりは、例えば週1回の時間延長のほうが、より市民の皆様方のお役に立てるのではないかと、このような検討も今行っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） この問題については、私は質問の中に質問しておりますけれども、市民のニーズを把握してと、市民のためとなる窓口のあり方について今後検討するという答弁が前回ありましたから、いつから検討するのか、私は質問しております。その質問に対する答弁をお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 例えば今、バスの路線の検討をしております。その中で、市民の皆様方のいろんなお話を伺っております。それから、今、福祉関係の計画の見直しを行っております。その中で、市民の皆様方の御意見、そういったものも勘案しながら、これからどのような御意見があるのか、どれぐらいのその御要望があるのか。確かに今まで、今、六鹿議員さんから、ことしの前の議会で御説明申し上げましたけれども、例えば海津市役所でなくてもとれる、あるいは電話さえいただければ、夜の8時、土・日でもとれる、そういったよう

な利用していただく数、そういったものを勘案しながら、また考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[7番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 先ほどから私が申しておりますように、役所というのは発行だけが役所じゃないんですよ。ですから、今言われたのは、8時までやっておるからと、そうじゃないんですよ。何のためにキッズコーナーをつかって、広く、このすてきな庁舎をつくったんですか。あなたが言われるように、大勢の人に利用していただきたいと。だから、明るい時間に、休みにこの庁舎を訪れる、それはだめなんですか、それはできないんですか。あくまで、時間外サービスにこだわるんですか、この時間に来いと言うんですか。

私は、この海津市がほかの市町村でやっていないような、ああ、変わったね。合併して統合庁舎ができて、きれいになって、ああ、休みも1カ月に1遍だけどやっておる。何か外に対するPRではないけれども、若い共働きの御夫婦、また年配の共働きの御夫婦でも、時間にゆとりを持ってここへ訪れるようにすることは無理なんですかということを私はお尋ねしておるんです。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私が申し上げましたのは、月1度のオープンよりも、週1度の時間延長のほうが市民の皆様方に御利用していただきやすいというふうに考えております。そういったことで、これから検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） きょうは傍聴の方も多くお見えでございます。また、私の質問、また市長の御答弁等をどんなもんだらうということをもたお考えいただいて、また御意見をいただければと思います。

次に、駒野工業団地にあるとされる公有財産についてお尋ねします。

先日、総務課長と一緒に現地の方もお訪ねしました。総務課長の答えの中では、実際のあの311平米、これがなくなってしまうというようなこともございました。

それから、またこういった問題を、この問題に携わっておったところ、1つちよっとお尋ねしますけれども、水路、赤道、あぜ道、これはどこの所有になっておりますか、お尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 先ほどの水路等の関係でございますが、これは今の法定外ということで、以前は国のものであったものがほとんどですが、これが今の地方分権一括法に

基づきまして、全部地元の行政、要するに海津市のほうに移管されております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） そうですね。私もこういった農地を持っておらん関係で、こういったことにはなかなか疎いわけでございますけれども、この問題に携わってありましたら、駒野工業団地内に赤道、水路、あぜ道等がございます。これを調べてみたら、本来は合併した時点、また平成14年から平成15年ですかね、国から移管されたのが、その時点で本来海津市のものになっておらなければならないのじゃないかなあと。また、その当時は南濃町ですか。しかし、合併してからは、当然海津市のものになっておるのが私は普通だと思いますけれども、それはなっておりますね、どうしてですか。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 登記上はもとのというか、以前からの国のままになっておるかと思いますが、国との移管契約を取り交わしてございますので、その時点で市のものになっておるということに理解しております。

[7番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） そうですよ、市のものなんですよ。間違いなく市のものなんです。

じゃあ、工業団地の前の使用は何でされておったのか。市のもの、間違いなく市の財産ですね。その上に、それがどんな状況になっておったのか、御存じでしたら。

○議長（川瀬厚美君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどの六鹿議員の御質問でございますが、申しわけございません、冒頭に議長のほうから申されましたように、通告につきましては全文筆記ということで聞いております。今回は字城山1317番3についての御質問でございますので、そういった資料はこの議場のほうに持ってきておりますが、それ以外については今持っておりません。通告書にございませんので答弁させていただくわけにいきませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長さん、よろしく願いします。

[7番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） そうですね。私も、ここに確かに番地は書いてあります。しかし、この番地以外に公有財産についてお尋ねしますと。たまたまその下の段には番地が書いてあります。これ、公有財産について尋ねておるんです、副市長、寝ぼけておったらあかんですよ。そうでしょう、公有財産ですよ。ですから、お尋ねしておるんですよ。

いいです。答弁ができなかったら、できなかったでいいんですよ。

あの前、たしか上にはゴルフ練習場があったと思います。たしかありましたね。ということは、この海津市が所有しておった、これは今でもまだおると言いましょ、買収はされていませんから。この財産を貸しておったのか、貸しておらなかったのか。また、貸しておったというふうであれば、その賃貸契約はあったのか。

これは、答弁はいいですよ、答弁ができんというなら。私は、この質問に関しての一つの流れの中で問題提起をしておるだけですから、答弁は要りませんよ。この問題について賃貸関係はあったのか、それともなかったのか。

そして、今回、この工業団地の買収に関して土地開発公社がどこから買収したのかといいますと、財務局、海津市じゃないんですね。海津市から買収はしておりません、名義は変わっていませんから。しかし、じゃあその分の、例えば買収されたというふうであれば、買収のそのお金はどこへ行ってしまったのか、誰がどこから買収したのか、いろんな問題があります。

これは、副市長は全文筆記でございますと、ですからこの答弁はできませんよというふうであれば、この番地以外に、例えば公有財産は広く、私は課長にも申しておきました。雇用促進住宅の周辺の駐車場もあるでしょうと、そういったこともお話ししておきました。これは、広く一般の公有財産ではないかなと。

ですから、この地目に関しては市長の答弁がございました。それに関しても、いろいろと私のほうもやっておりますけれども、それよりもっと大きな問題が一般質問で通告して以後、それ以外にわかりましたので、私としてはこの工業団地内にある。

じゃあ、市長は、この地目の地番は、中にはないと。じゃあ、この地番のものはないけれども、その中に、それ以外にある公有財産はどうなっておるのかというふうで私は関連して質問ができるかできんのかはちょっとまた別として、そういったことも含む。これは、市の財産が今どんなふうになっておるのか、すごく大きな問題なんですよ。

知らなかったでしょう、副市長も。これ、市の財産なんですよ。知らなかったでは済まんですよ。合併した時点で、本来、もっともっと仕事をしないといけなかった。

ですから、これは賃貸契約を結んだのかもわからない、そんなところがあるのかも知らない。じゃあ、安心して海津市に財産を任せておけんです。

ですから、答弁ができんとか、そういった問題じゃなくして、その問題については今後早急に調べますとか、それぐらいの答弁をするのがあなたでしょう。

○議長（川瀬厚美君） 六鹿議員、きょうのお尋ねは、駒野字城山1317番3に対する公有財産のお尋ねであって、公有財産全て含めてのお尋ねじゃないと思いますね。この番地に関してだと思います。

副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 六鹿議員にはいろんな御提案をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、一般論でございますが、公有財産、法定外公共物といたしまして相当の筆数、面積、特に旧南濃町地内で所有をしております。当然市の財産でございますから、市民の皆さんの財産をお預かりしておると、そんなようなつもりでおるわけでございますが、いろんな形で正確にまた把握をいたしまして、今後、対処はしてまいりたいというふうに思っております。特に工業団地内のみではなくて、市域全体にわたりましてしっかりとその辺は把握した段階から、また公正な手続はとってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 議長の今の私どもの質問に対しての御意見ですけれども、じゃあ、私はここにある公有財産、全部ここに書くんですか。だから、私はたまたま1点を書きましたけれども、駒野工業団地内にある、これ駒野工業団地外なら全然関係ないですよ。だから、駒野工業団地内にある公有財産について尋ねておる。たまたまこの1筆の、これは書きました。じゃあ、ほかにあるものを全部書くんですか。

○議長（川瀬厚美君） 工業団地は、駒野字城山1317番3は、地目、山林、地積311平米、これは工業団地内というふうに質問されているわけです。

○7番（六鹿正規君） だから、あるとされるのですから。

じゃあ、あの問題、市長の答弁、恐らく総務課長からの答弁書だと思います。あれ、実測しました。

総務課長、市長に恥をかかせていかん、実測したのか。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 「駒野工業団地内にあるとされる公有財産についてお尋ねいたします。市長、海津市南濃町駒野字城山1317番3、地目、山林、地積311平米の市有地があると聞か承知しておみえですか。現在、どんな状態になっているのですか。過去にこの土地を使用していた方はいたのですか。使用されていたとするなら、契約はされていたのか、お尋ねいたします」というのが質問の趣旨でございます。それで、先ほど御答弁をさせていただきました。「養老鉄道の線路敷に隣接するのり面の土地であり、現在は使用目的のない遊休地になっております。過日、関係課職員により現地確認を行い、過去にこの土地を使用していた者はいない状況であると確認いたしました。市有地であるため、今後も適切に管理を行ってまいります」と答弁をさせていただきました。以上であります。

[7番議員挙手]

- 議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。
- 7番（六鹿正規君） 市長、あなたはそういつて職員の書いた答弁書を読まれますけれども、大体どのあたりか御存じですか、お答えください。
- 議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。
- 市長（松永清彦君） 地図で私は見させていただいたんですけれども、もともと城山小学校の土地というお話を承っております。したがって、養老鉄道が敷かれるときに、そこだけが残ったわけでありまして、そういう形態を考えますと、のり面であるという判断をさせていただきます。

[7番議員挙手]

- 議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。
- 7番（六鹿正規君） 総務課長、あそこは実測されました。前は養老鉄道の境界から何メートルというふうに聞いておりますというふうで、この8メートルという数字を出されたと思うんですよ。8メートル、違いますか。
- 議長（川瀬厚美君） 総務部次長 渡邊良光君。
- 総務部次長兼総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（渡邊良光君） 六鹿議員の御質問にお答えいたします。

実測はしておりません。境界の確認はいたしました。境界から、おおむね構造物があります側溝までの距離が大体8メートルほどであろうかというふうに確認はいたしました。以上です。

[7番議員挙手]

- 議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。
- 7番（六鹿正規君） 実は6月11日に法務局のほうへお訪ねをされた方がお見えでございます。課長も知っておるように、この図面に関しては1000分の1で描いてあったと思う。図面の精度は完璧でないものの十分信用できるものである、縮尺として間違っているものではないという法務局からの説明を受けました。ですから、私どもは、そこは11メートルという判断をしております。あなたは8メートルという、ですから、私どもはこの縮尺の1000分の1、法務局でお尋ねした、縮尺としては間違っていないよと。これに基づいてはかっているんですよ。そうすると、あの道路の下にかかっているんですよ。だから、私は尋ねたんですわ。あなたは、絶えず1000分の1、1000分の1、これも正確じゃないと。私は境界からぼったんだと、しかし、法務局のほうでは縮尺としては間違いないという説明があるんですよ。これに対してどういう御意見か。
- 議長（川瀬厚美君） 総務部次長 渡邊良光君。

○総務部次長兼総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（渡邊良光君） 六鹿議員の御質問  
にお答えいたします。

まず、公図と言われます法務局に置いてある図面でございますけれども、3種類ほどございまして、基本的には不動産登記法上でございますけれども、14条に14条地図としての土地の区画及び土地の地番を明確にし、精度高い調査、測量の成果に基づいて作成された、最も精度の高い地図がございまして、それが備えつけていない地区が多くあります。

その14条地図で備えつけられるまでの間、これにかわって備えつけられている図面で、土地の形状、それから位置及び地番を表示しているものでございますが、これが一般的に公図と呼ばれる地図に準ずる図面でございます。こちらの図面でございますけれども、大半が明治時代にこういった地図は作成されております。旧土地台帳附属の図面ということで、昭和25年以後に税務署のほうから登記所のほうに移管されたものでございまして、14条地図と比べてかなり低い精度であります。

今回御指摘いただいております地図の公図を見ていただきますとわかりますように、注意書きとして、その図面、公図をとられたときに書いてあると思うんですけれども、「この地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法、所定の地図が備えつけられるまでの間、これにかわるものとして備えつけられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です」と記載されてございます。

そういった関係でございまして、長さまでを特定する図面ではないということをご改めてこの図面の中でうたわれておるといってございまして、以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） しかし、法務局のほうで縮尺としては間違っているものではないという説明がありました。だから、はかったんですよ。だから、あなたははかったんですかと。はかりもしないで、これ、市の財産なんですよ。市の財産だから私は言うんですよ、これ。人の財産ならいいんですよ。市の財産です。これは市民の皆さんの財産なんですよ。それに対して能書きはいいんだけど。だから、現実に法務局でこういった説明をいただいておりますよ。それに対して、あなたの答えはちょっとおかしい。しかし、時間がないですよ。

じゃあ、今後、この駒野工業団地内にあるという公有財産、この地目は、これも一つのこの間に関しましては市長は入っていないというふうに言われましたけれども、正確にはかると、約4平米ほど道路の下になっておるだろうという御指摘がありました。

これは、市長、笑っておる場合じゃないですよ。誰かが勝手に市の財産を無断で使っていると、これは不動産侵奪罪ですか、これにも当てはまるのではないかなあという御意見もございました。

しかし、今後、この土地の問題、工業団地内にある……。

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規の質問を終わります、時間です。

〔「もう少し」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） じゃあ、少し、一言。

○7番（六鹿正規君） だから、質問というのは答弁をもらわない質問でしょう。

ですから、こういった公有財産に関して、やはりもっともっと調べていただいて、海津市民の大きな損害にならないように、市が少しでも誰かに貸しておった土地がある、また無断借用されているような土地があれば、これは早急に調べてきちっと対処すべきだと思います。そういったことを申し添えて質問を終わり、また改めて質問させていただきます、次の機会に。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） ここで10時15分まで休憩をいたします。

（午前10時05分）

---

○議長（川瀬厚美君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を再開します。

（午前10時17分）

---

○議長（川瀬厚美君） 先ほど六鹿議員の質問の中で私のジャッジについて、「次に駒野工業団地内にあるとされる公有財産についてお尋ねいたします」と、公有財産とは、私はその駒野字城山1317番3、地積が311平米というようなふうに判断をしまして、あのようにならぬように申し上げました。そのように理解をいたしましたので、行政のほうも資料は用意していないということだったと思います。そのように御理解いただきたいと思います。

---

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（川瀬厚美君） 13番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私から3点、教育関係につきまして2点、それから広報関係で1点お尋ねをいたします。

まず最初に、中学校の統合についてお伺いいたします。

城南中学校と南濃中学校の統合が平成28年4月1日に決定しており、現在、着々と準備が進められているところでございます。ハード面においては校舎の整備、具体的には南舎の建設と北舎の改修が平成26年度、平成27年度で計画的に実施されます。また、ソフト面においては、関係校の関係者、保護者、自治会代表者等で構成される海津市南濃町地内中学校統合委員会及び付随する各部会で、校名、校歌、校章、制服、その他通学路等々に関する詳細が

検討されているところでございます。

そこで、ソフト面における詳細について、校名はまた城南中学校ということに決定しておりますが、そのほかの事項についてどの程度検討が進んでいるのでしょうか。また、協議経過、決定事項等を今後どのような形で関係者に情報公開していくのか、お尋ねをいたします。

また、統合実施の平成28年度には、現在1年生の生徒が3年生になります。中学3年といえば、多くの生徒が高校受験という人生最初の大きな関門に臨む年でもあります。そのため、生徒にとってはただでさえ精神的に不安を感じるこの時期に、人間関係を中心とする学校生活環境や、特に南濃中出身生徒においては時間と体力的負担を伴う通学環境の急激な変化を余儀なくされるわけであり、精神的負担はさらに大きくなって、看過できない事態だと思えます。

これらの大きな環境変化がなるべく受験勉強に影響しないよう、心のケアを含む配慮、対策をぜひお願いしたいと思えますが、現行の事業以外に現在決定している、あるいは検討中の対策があればお示しをいただきたいと思えます。

2番目、小・中学校の運動会についてお伺いをいたします。

ここ数年、9月になりますと、毎年、全国各地で運動会の練習中、あるいは当日、熱中症と思われる症状で搬送される児童・生徒の話題が後を絶ちません。当然、地球温暖化による平均気温の上昇が主な原因と思われませんが、今後、ますますこの傾向が強くなっていくと予想されます。

現在、海津市内の小・中学校では、一部を除き多くの学校で9月に運動会が実施されておりますが、幸い熱中症による搬送例はほとんどないと伺っております。これは、各学校、先生方の事前対策等、御苦勞のたまものであり、改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。

ところが、一方で、プログラムの簡素化、運動会の実施時間の短縮等、現行ではやむを得ないとはいえ、運動会に対して消極的な対応が目立つような気がいたします。運動会の本来の目的は、体力増強等の身体的要素だけでなく、学年間交流を通じて人間関係の基礎を学ぶ等、多くの要素があると伺っておりますが、簡素化、短時間化の中では目的に沿った実施は困難ではないでしょうか。

学校の運動会を少しでも本来の目的に沿った姿に近づけるべく、また、今後予想されるさらなる気温の変化も考慮して、開催時期を変えてはいかがでしょうか。

御承知のように、近年、各地で5月、あるいはまた6月に運動会を実施している学校がふえており、効果を上げていると聞いております。子どもたちが伸び伸びと運動会ができる環境を整えるため、5月に実施することを前提に検討はできないでしょうか。当然考えられるデメリットもあるわけですが、得られるメリットのほうがはるかに大きいと信じております。

続きまして、3番目、「市報かいづ」についてお伺いいたします。

原則として日本の印刷物は、大きく2つに分けられます。縦書きと横書きでございます。そして縦書きは、右表紙で上から下へ、右から左へ、そして横書きは左表紙で左から右、上から下へと文字が配列されて、読みやすく編集されています。当然のことながら、大半の印刷物は、この原則に従ってつくられています。

ところが、「市報かいづ」は、原則横書きを採用しているにもかかわらず、なぜか右表紙で編集されています。何か特別な理由があるのでしょうか。読みづらくて、読んでいて大変違和感とストレスを感じます。縦書きが一部混在しているのもその要因かもしれません。

「市報かいづ」は、市民全員に読んでいただくべき広報紙です。行政の立場ではなく、読む市民の立場に立って、原則に従った、わかりやすく自然で読みやすい編集を心がけていただきたく、お願いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君の質問に対する教育長及び市長の答弁を求めます。

教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 伊藤誠議員の1点目の、中学校の統合についての御質問にお答えします。

平成28年4月の城南中学校と南濃中学校の統合に向け、御質問のとおり、施設面については計画的に整備を実施しているところであります。

統合委員会は、平成24年12月に第1回を開催後、平成25年度に5回開催、総務部会は5回開催、学校運営部会、組織検討部会は、3回開催させていただいております。

現在までの進捗状況と関係者への周知ですが、総務部会では、校名案決定後、校章、校歌、通学路の検討をしており、校章、校歌については、現在、作成方法等の検討、通学路は、いろいろな通学路案をつくり検討を行っております。

学校運営部会は、制服、体操服、かばん等を協議しており、昨年度は、城南中・南濃中両校の学校職員、PTA役員において基本的事項を決めていただいております。本年度は、デザイン等、詳細項目について決定してまいります。

また、現在、中学校1年生の入学説明会時において統合時の制服、かばん等について説明をさせていただいております。

組織検討部会は、PTAについて協議を行っており、昨年度、城南中・南濃中PTA役員において規約等検討を行い、本年度4月のPTA総会において、城南中・南濃中両校とも新しいPTA規約の承認がされました。

今後は、こども110番、地区の見守り等を協議してまいります。

統合委員会及び各部会には、下多度・城山・石津地区より自治会長の代表、南濃町地内の

小・中学校のPTA役員代表が出席していただいております、会議終了後に会議の概要と決定事項について資料を配付させていただき、各地区自治会・PTA役員会時に報告を委員さんよりしていただいております。

また、保護者への説明会として、昨年度は、8月に石津小学校保護者説明会、10月に石津地区保護者説明会を実施いたしました。

本年度も、各地区自治会長会、各小・中学校PTA役員会と協議し、地区説明会及び保護者説明会を実施していく予定であります。

統合実施の平成28年度には現在の1年生が3年生になることから、平成25年度において城南中・南濃中両校の学校行事等、平成28年度新設校の教育計画を作成し、中学校生活での思い出ができる限り共有できるように編成を行いました。

校外活動の行き先、時期等が両校で違っておりましたが、本年度より、行き先、時期を同じにいたしました。来年度については、同日に実施、ともに活動し、交流を深められるよう、学校間で検討を行っております。

また、平成25年度より合唱交流会を実施しており、本年度も11月11日に実施いたしますが、昨年度より交流が深まるような内容になるよう検討しております。

本年度には生徒会組織の統一を図り、来年度には生徒会交流も実施できればと考えております。

城南中・南濃中両校でできる限りの交流を行い、統合時には円滑な集団生活や学習活動ができるよう細部にわたって配慮を行ってまいります。

平成20年4月の養南中学校と城山中学校の統合時にも生徒・保護者から不安の声がありましたが、教職員の配置等も考慮し、また地区の方々の御協力によって統合してよかったという声を聞いております。

城南中学校・南濃中学校の統合時も前回同様に進めてまいりますので、皆様方の御協力を賜り、よい学校づくりを行っていく所存でございます。

次に2点目の、小・中学校の運動会についての御質問にお答えします。

運動会実施時期につきましては、各学校の実態や地域とのつながり、あるいは校内及び対外的な行事等を考慮し、各学校が決定しております。

今年度、海津市内の小・中学校の運動会は、5月に小学校1校、6月に中学校1校が実施され、そして9月に小学校9校、中学校3校が予定されております。

1学期に実施している学校では、新しい学級や学年の仲間とともに目標に向かって取り組むことで学校生活の基盤づくりができることを目指しております。

一方、9月に実施する学校においては、1学期に学校生活で身につけた力を学習の成果として発表し、さらに学年を超えた仲間同士で協力して取り組み、その後の学級・学校生活の

充実につなげることを目指しております。

このように、運動会を実施する時期によって目指す目標は異なっておりますが、いずれの時期に実施いたしましても、伊藤議員御指摘のとおり、運動会を通して体力を高めるだけでなく、人間関係の基礎を学べる重要な行事と考えております。

今後、運動会実施時期につきましては、教育的効果を学校内で検討し、保護者とも協議しながら決定していくよう指導してまいります。

また、伊藤議員御心配の熱中症につきましては、いずれの時期に実施しましても対策を万全にしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の3点目の、「市報かいづ」についての御質問にお答えします。

「市報かいづ」は、市民の皆様を初め、市外の方も含め本市の情報をお伝えする手段として、ホームページと並んで大変重要な役割を担っています。幅広い年齢層の方々にお読みいただくことから、読みやすさ、伝えやすさを第一に心がけ、作成に努めているところでございます。

さて、「市報かいづ」は、創刊号から最新号に至るまで全て右とじで印刷しております。市報に掲載する記事は、創刊当時から、縦書きのページ、横書きのページ、縦書き、横書きが混在しているページがございますが、創刊当時の市報を見ても、縦書きのページが横書きのページを若干上回っています。しかし、年々横書きの占める割合が多くなり、本年6月号では、表彰、水が語る海津のむかし話、市民文芸の俳句・短歌、出生・お悔やみ、定例会会期日程のみを縦書きとしています。

横書きがふえてきた理由として、数字、アルファベットを含む文章では横書きのほうが見やすいこと、横書きは縦書きに比べ紙面上での割りつけが容易であること、インターネットや携帯電話では横書きが使用され、横書きになじんできていることなどが上げられます。

最近では紙面の大半を横書きとしていますが、決して横書きを原則としているものではないです。紙面の構成上、必要に応じて縦書きを用いる場合もございますので、しばらくは現状の右とじとしてまいりたいと存じます。

今後も、縦書き、横書きが混在する紙面となりますが、紙面の構成を工夫し、違和感なく読んでいただける市報づくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

まず最初に、中学校の統合の問題について改めてお伺いしたいと思います。委員会の経過等、いろいろ御説明いただきまして大変よくわかりましたが、その中で、その保護者への説明会を城山地区と石津地区で開いたというお話がございました。私も承知はしておりますが、そのときの出席者がかなり少なかったということをお伺いしておりますが、出席人数が保護者の方はどの程度あったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今、正確な数字はここに持っておりませんが、10人以下の場合もありましたというような状況でございます。

[13番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） 細かい数字よりも、とにかく想像するよりかなり少なかったということをお伺いしておりますので、この説明会の意義というか効果というものがそれで十分に果たされているのか非常に疑問ですので、今後、そのような機会があるのであれば、できるだけ多くの保護者に参加いただけるような事前準備というものは、当然していただくようお願いをさせていただきます。

それで、気になっております新3年生への配慮でございますが、ただいまの御答弁の中で、校外活動について、できるだけ日程を2校間で、この2年間の中で事前に日程を合わせて交流を深めていこう、それから合唱交流会でしたか、そういったものも機会と一緒にやっていこう。それから、生徒の生徒会も同じようなシステムにして、事前に交流を図って、お互いに行動をともにする機会をできるだけ長くしていこうということで予定しておっていただくようですので、それはなるほど有効な手段だというふうに私も思っております。確実に実施をしていただいて、成果に期待をさせていただくところでございます。

南濃町の中学の統合につきましては、平成20年でしたか、当然前段階として、当時の城山中学と養南中学の統合が行われたわけございまして、そのときの参考、教訓、もちろん失敗も中にはあったのではないかと。ところが、非常に有効な方法として認識をいただいていることもあると思っておりますので、それらのことも十分生かしていただいて、参考にできる部分は参考にさせていただきたい。

ただ、今回の場合は、当時と違いまして人数がちょっと多くなりまして、ことし南濃中学1年生の入学者がたしか60人だったというふうに記憶しておりますが、その方が3年生になるわけでございますので、生徒の中には、その環境の変化、そういったものに非常に、逆境

という言い方をしてしまうとちょっと申しわけないんですが、環境の変化に非常に強く対応して、逆にそれを力にかえることのできる生徒さんも当然いらっしゃるわけですが、逆にまた、そういった環境の変化に非常に弱くて思うような、本来、その人の力を十分発揮できないような生徒さんも中にはいらっしゃるのではないかとということも心配しておるわけですが、そこで、ちょっとお伺いいたしますけれど、そういった余り十分な対応、得意でない生徒さんの心のケアとか、これは当面、統合前というよりも統合してからということも含みもありますが、心のケアに対する対策というものをどのようにお考えになっているのか、1つお尋ねしたいことと、もう1つ、対応策として教職員の配置も、前回の統合のときにうまく対応できたというようなお話がありましたが、この教職員の配置という問題については、具体的にどういうふうに配置されることを予定されているのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 今おっしゃっていただきましたように、統合校に来る子どもたち一人ひとりが本当に統合してよかったなあという思いに立たせないことには統合した値打ちがないというような立場でやっておりますので、ありがとうございました。

それで、一人ひとりの子どもを知っている職員をできる限り人事面で配置したいなあ。両校から、特に南濃中の子どもがこちらへ寄ってくるわけですので、現在の南濃中の職員も新しい新設校の城南中学校の職員として配置できるような、そんな勘考もしていきたいなあということも思っておりますし、これは人事につきましては県教委の権限が強うございますので、私どもが言うたことが100%通るといようなことではございませんけど、そういうような方向で要望をしてまいりたいなあと考えております。管理職等の人事につきましても、そのようなことを考えております。

それから、現在も各学校にカウンセラーがおりますので、城南中対応のカウンセラー、それから南濃中対応のカウンセラーとおりますので、統合校になりましてもそういうような配置は十分考えておりますし、それから海津市は、皆さん方にお認めいただいておりますように、市独自のカウンセラーの費用もつけておっていただきますので、県費だけではなくて市のカウンセラーの費用もつけておっていただきますので、そういうのも活用しながら、一人ひとりの子どもの対応に当たっていききたいと、そんなふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） ありがとうございました。

ぜひそのようなことで、教職員の配置につきましても、市としてできるだけ県のほうへも要望を強くしていただきたいというふうに思いますし、カウンセラーについても十分な措置

をできるよう配慮をお願いいたします。

続きまして、小・中学校の運動会について質問をさせていただきたいと思いますが、今、運動会は5月、6月、1学期に実施する場合と、それから9月に実施する場合と、どうも向かう目標が違うというお話がございました。それは私もちょっと認識を新たにさせていただいたところでございますが、運動会そのものは、もともと目的があつて、それに向けてどうやっていこうというものかと思いましたが、当然時期によって目標も違うと、非常に幅広い考え方でやっているんだということで承知をいたしました。

熱中症対策は万全にしておっていただくわけですが、多くが実施している9月実施というふうになりますと、当然練習期間とかということ、8月とか、夏休みなんかを利用することもお聞きしておりますが、より暑い時期に練習をするということになりますし、1学期に実施ということになりますと、練習期間というものは比較的快適な時期に練習ができるという気候的背景もあり、気候的には大きなメリットがあるのではないかなあというふうに思っております。

特に9月実施で、熱中症対策を優先する余り、これは非常に大事なことなので最優先していただかなきゃならないことは当然でございますが、それを優先する余り、その時間の短縮とかプログラムに配慮するというので、運動会そのものの本来の目的が、それで果たして達成できるのかどうかということも心配しておるわけで、目標に合った内容がちょっと見込みにくいのではないかとことを思うわけです。そして、気候的にその傾向は今後ますます強くなるわけですので、この辺どうかなということも思っておるわけです。

私は、その点、春、5月ないし6月実施というのを推奨しておるわけですが、当然、時期決定には各学校のいろんな行事との関係もあることは承知しております。そして、私、教育の専門家じゃありませんので、いろいろその関係の中でメリット・デメリットがそれぞれにあると思いますが、1学期に実施する場合のメリット・デメリット、それから9月に実施する場合、現在、多くがそうですけど、実施する場合のメリットとデメリット、どのようなものがあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 5月ですと、今のこの学級で新しく仲間が集まってきますので、最初は群れている状態があるんですけど、学年単学級の場合は前年度と同じ仲間が来ますのでそういう状況は少ないんですけど、2つ、3つというような学校ですと、どう自分の位置を確保していいのかという群れの状態があります。それを群れから集団へというような指導を4月、5月は中心にしてやっていくわけですけど、なるべくその学級の所属感をつけていくというようなことで、そこに運動会を位置づければ、そういうような大きな狙いを持つことができる。

以前なんかはその時期に球技大会とかというようなものをしておったし、あるいは春の遠足なんかもそういうものにかかわって位置づけておったというような部分ですけど、ただし、春に新しい学級になったばかりですので、まだ人間関係がお互いにできておりませんので、事をうまくやろうとなるとやりにくいというようなこと。それから、春先はいろんなことのスタート時期ですのでやらざるを得ませんので、家庭訪問もあるだろうし、いろんなことがありますので、そういう面で時間的な制約があるなあということはありません。

ただ、おっしゃってみえますように、気候的には、ことしの場合はちょっと異常だったかもしれないですけど、一般的には9月より涼しいということ。9月は、その逆のことが言えるわけですね。時間的なゆとりがあるし、ある程度学級がまとまった状態であると。まとまった状態で、次のステップへ高めるための取り組みになってくるといようなことなんです。

小・中学校の校長になりますと、こういうものは中核行事というふうに言っておるんですけど、中核的に時間をかけてやる行事、学期に1つか2つぐらい位置づけるんですけど、例えば運動会とか、修学旅行とか、卒業式とか、文化祭とか、そういうようなものをどういふふうに配置して、学校の教育目標に立てた子どもにしていくのかということ非常に苦労するわけです。そういう点で、一番効果のある時期に運動会なら運動会を位置づけるといういふような活動でやっておりますので、御心配のように熱中症対策も十分考えながら、浅井先生が以前おっしゃっていただいたように、ミストシャワーも全部設置してありますので、そのいふようなことも考えながら、できるだけ学校の総意に沿ってやれるいふような工夫を教育委員会としても応援していきたいなああと、そんなふう考えております。

[13番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） いろいろと考えて、それぞれの学校が努力をいただいているようでございますが、とにかく目標にできるだけ沿ういふような運動会が実施できるいふことを前提に、今後、また時期的なものも含めて御検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、「市報かいづ」についてでございますが、今、市長がおっしゃったように、いろいろ縦書き、横書きが混在しているいふのも非常に、また中身を見ていると、編集に非常に御苦労されているいふのは大変よくわかるわけでございますが、例えば、私ちょっと違和感があるいふふうに言ったのは、ちょっと言葉が悪かったらお許しをいただきたいんですけど、これは6月の「市報かいづ」、5月からこれが平仮名に変わったのは、なぜか急に5月から、4月からならわかるんですけど、なぜ急に5月から変わったのか。これは人間がかかわったからかもしれませんが、できれば変えるなら4月から変えてほしかったいふいふいふようなことは余談でございますが、これ左、当然右表紙ですので広げますと、いふいふ横書きの第1面、見開きのページでふるさと納税について紹介されているわけですが、当然

横書きですので、見開きですと、普通ですとここから読んでいくと非常に読みやすいわけですが、なぜかその中身を見ていると、ここから読むんだと、こういうふうに。ここまで行ったら、今度こっち来いという編集になっていて、これ非常に違和感が、普通横書きというのは、大抵こちらから来て、ここまで来たら、今度ここへ来るんだと、これが普通で当たり前のことだと私は思っているのですが、そういった意味で非常に違和感があるということは、まず1つ感じるところでございます。

それから、さらにもう1つ言いますと、こういうふうと同じ横書きでも、ちょっと見にくくて申しわけありません、縦に3つに区切った配置、内容によってこういったことがされているのですが、これも見開きで情報BOXで紹介する。普通ですと、やっぱりこちらから順番にこう行って、こう行って、ここから次にここ、ここへ行ったら次にここというのが当たり前だと思うんですが、どうもこれも今度はこちらから読めと。3列あるうちのここから読んで、ここへ来て、ここへ来るんだと。ここへ来たら、今度ここへ来いと。どこへ読んでいいのか、非常にわかりにくかったということがありましたので今回の質問をさせていただいたわけですが、今市長がおっしゃったように、これはいろいろ縦書き、横書きがあるから、ちょっとしばらく辛抱せよというお話でございましたが、ちょっとこれは縦書きか横書き、もう少し、ただ、中身を見ていると、これはあえて縦書きにする必要があるのかどうかということもありますし、これを横書きにしてなぜ問題があるんだということもありますし、従来から右表示しているから右からやっているんだという話ですが、なぜこれだったら左からやって見やすい方法はとれないのかということも、これ素朴な疑問として思うわけですので、答弁は要りませんが、今後、そういったことで少しでも改善、市民が、これ本当に皆さんがわかりやすく、市長がおっしゃったように、ホームページとあわせて非常に大切な、あるいは場合によってはホームページよりも大事な、行政と市民をつなぐ一番大切なツールでございますので、なるべく読みやすく、わかりやすく、親しみやすい形での編集というものを心がけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 伊藤議員から大変、なかなか気がつかないところをきっちり御指導いただきました。今、横書きの部分で、できるだけページの中で完結するように努力はしているんです。それと、従来から、日本の昔話とか、俳句とか、短歌とか、あるいはお名前とか、そういったものは縦書きのほうがいいのではないかなということもございます。

とりあえず、この4月から担当者がかわりまして、今、できるだけ字を大きくして、読みやすいようにという努力をしております。

これも実は非常に大切な広報なんですけど、枚数をどんどんふやしていけばいろんなことでもできるんですけど、ある程度一定の予算の中でわかりやすい広報ということで今努力をいたし

ております。御指摘の点も含めまして、これから検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 伊藤誠君。

○13番（伊藤 誠君） 非常に御苦労なさっているというのは私も見てもわかるんですけど、見開きの中で一つの情報についてきっちりおさめていこう、そして縦書きのものは縦書きで、できるだけ違和感のないような編集をしようという努力というのは、十分私も読んでいてわかった上で、もう少し、ただ、混在しているというのは非常に読みにくいので、その辺、今後の一つ課題としていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

---

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、4番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は福祉行政について3点質問いたします。

まず1点目、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いします。

政府・与党は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目安に、医療、介護、予防、住まい、生活支援といった事柄に対して、人生の最後まで住みなれた地域、おおむね中学校区など、今まで生活していた地域で必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや、介護の担いで不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題です。

地域包括ケアシステムは、地域の実情、特性に合った仕組みづくりを構築しなければなりません。政府の2014年度予算には、認知症の患者・家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備など、包括ケアシステムの構築を後押しする予算が盛り込まれています。こうした予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援などを切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くか、地方自治体を中心に地域住民や関係諸団体等の取り組みにかかっていると云えます。

構築に当たっての主な課題として、医療、介護、福祉の行政の縦割り制度の弊害の克服や、良質な医療と効果的な介護予防を地域ごとにどのように提供していくかなどが上げられます。

また、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の一つとなります。今後、高齢者が急増する上で、認知症患者または予備群もふえるものと予想されます。

厚労省では、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を2012年9月に公表いたしました。これまでの基本的な考え方としては、認知症の人が行動・心理症状等により危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてきましたが、今後の目指すべきケアの考え方として、危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くとしています。

こうした地域包括ケアシステムは、一つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特성에応じてさまざまな姿があるものであり、他の地域の取り組み例を参考にしながら、それぞれの地域で考え、地域の自主性に基づいてつくり上げていくこととなります。

具体的には、厚労省は、市町村に対し地域ケア会議の実施を啓発しています。本市においても、今後、地域ケア会議が開催されていくことになると思いますが、これにより、2025年までの中・長期的な視野に立った施策の展開が求められることとなります。また、地域包括ケアシステムが提供を目指す、医療、介護、予防、住まい、生活支援の充実に向けた取り組みについては、医療や介護保険と制度外サービスであるそれぞれの支援を行ってきておりますが、それぞれを一体化し、連携をとれるような体制にしていかなければなりません。

本市においても、制度外サービスの整備充実に向け、見守りネットワークや、配食サービス、買い物や送迎サービス、家事の手伝いなど、これまでもそれぞれが行ってきた事業がたくさんあります。今後は、これらの事業を今まで生活をしてきた地域でさらに充実させていけるような体制づくりを、よろしく願いいたします。

ここで、お尋ねいたします。

1点目に、第5期までの介護保険事業計画の総括はされていますか。本市が今まで進めてきた取り組みや事例はどのようなものがありますか。

2点目に、地域包括ケアシステムの構築のために地域ケア会議の開催に向けてのお考えと今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、ヘルプカードの普及促進について伺います。

障がいや難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を作成し、配付する動きが全国の自治体に広がりつつあります。

ヘルプカードはこういったものでございます。

本人が持ち歩くことで、緊急・災害時に周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があります。

東京都では、平成24年10月末、標準様式を定めたガイドラインを区市町村向けに策定し、この様式に基づいてヘルプカードを作成する自治体には、平成26年度まで年間250万円を限

度とするカード作成のための補助金を交付しております。

一部の自治体では、これまでもそれぞれに独自のカードを作成していましたが、一般的に認知度が低く、広く都内全域で使えるようにと、今回、統一した様式を設けました。

東日本大震災が発生した折にも、首都圏では約350万人の帰宅困難者が発生しました。その中に、障がい者など支援を必要としていた人が周囲に気づいてもらえず、大変な思いをした人が少なくありませんでした。中には、帰路とかけ離れた地域で保護された人もいました。何かあったとき、弱者にすぐに支援の手を差し伸べられるということが重要ではないでしょうか。

そこで、本市においても障がいを持った方が安心して暮らせるように、このヘルプカードを作成し、配付してはいかがでしょうか。

次に、不妊治療費助成についてお伺いいたします。

平成22年3月定例議会において不妊治療費助成について質問させていただき、現在、特定不妊治療費助成が県の助成に上乘せして助成していただいているところですが、今回、私が取り上げさせていただくのは、特定不妊治療費助成に含まれていない、つまり体外受精と顕微授精以外の人工授精についてであります。

不妊治療で薬物療法などから次の段階の治療として行われるのが人工授精です。人工授精は、体外受精よりも自然妊娠に近い不妊治療法で、現段階では全額自己負担となっております。人工授精に係る費用は、平均1回当たり約1万円から1万5,000円前後で、一般的には成功率は、一度で5%から10%程度と、一度で妊娠する確率は当然低くなってしまいます。結局、五、六回程度人工授精を受ける方が多く、回を重ねれば、当然、経済的にも精神的にも負担がかかってきます。

比較的リスクの低いこの人工授精は、幅広く行われている不妊治療の一つで、より多くの対象者が治療を受けやすい状態になれば出生率の増加にもつながると期待するものです。

希望する人が産みたいときに子どもを産み育てる環境の整備が最優先課題であります。ぜひとも人工授精治療に対する公費助成をお願いいたします。

以上3点、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の地域包括ケアシステムの構築についての御質問にお答えします。

1点目の、第5期までの介護保険事業の総括並びに今まで進めてきた取り組み事例についてでございますが、本市では、平成23年度、全ての高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう「第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成

24年度から平成26年度)」を策定し、介護、介護予防、生活支援などの各種施策に取り組んできています。

現在、第5期介護保険事業計画の実施期間中であり、総括には至っていませんが、ことし2月から3月にかけて、第1号被保険者の要支援・要介護認定者1,469人、また認定者を除く65歳以上の方のうち、無作為抽出で2,031人、合わせて3,500人を対象とし、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。この調査は、介護保険施策を中心に、高齢者の社会参加や健康づくり、地域での支え合い活動、家族介護などの意向を酌み取ることを目的としており、現在、ニーズ調査の集計・分析を行っている最中でありまして、結果につきましては、海津市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に提示させていただくとともに、次期介護保険事業計画策定にかかわる重要な情報として生かしてまいります。

次に、本市の介護保険事業計画における主な取り組みとしまして、直近では、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）入所者生活介護サービス及び小規模多機能型居宅介護サービスの充実を図ることができました。これは、住みなれた地域と切り離されることなく、身近なコミュニティーの中でサービスが利用でき、これまでの生活の継続性を保ち暮らし続けていただくサービスであり、施設入所待機者の解消にも大きな役割を果たしています。

また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加が懸念されている中、地域社会全体で高齢者を見守る体制として高齢者見守りネットワークを、認知症対策としては、認知症に関する正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の方や家族を応援していただく認知症サポーターの養成講座等を実施してきています。

2点目の、地域包括ケアシステムの構築のために地域ケア会議の開催に向けての考えと今後の取り組みについての御質問にお答えします。

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点により支援方法を検討することにより、適切なサービスにつながっていないと思われる高齢者の支援や、地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものであります。したがって、地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な手法として活用できるものであります。

これまで本市の地域包括支援センターでは、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催し、地域における課題の発見、把握を行ってきています。この地域課題を解決し、地域づくりや資源開発などの検討につなげる代表者レベルの地域ケア会議の実施に当たっては、現在、介護保険法の改正法案が国会で審議中であり、法案成立後、厚生労働省からガイドラインが示される予定であることから、今後の動向を注視し、円滑な実施に向けた整備を図ってまいります。

今回の介護保険法の改正を受け、現状のサービスが途切れることなく、さらに発展的にサービス提供ができるよう、創意工夫のもと介護保険事業の充実に取り組んでまいりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、ヘルプカードの普及促進についての御質問にお答えします。

ヘルプカードは、議員の御質問にありますように、障がいや難病を持った人がふだんの生活における緊急時や災害時などに周囲の人への支援を求めるための手段として有効であることは認識しております。

また、このカードには、ふだん持ち歩くことで日常的な不安を取り除く効果があることも議員のおっしゃるとおりであります。

しかしながら、このカードの導入については、本来は一つの自治体が独自に進めるのではなく、東京都が推進されていますように広域で推進する必要があり、市区町村、あるいは都道府県の枠を超えて、カードのデザイン、マークを統一するなど、より多くの人たちがその趣旨等を認識することにより、初めて、平時はもちろん、災害時においてもこのカードが有効に活用されていくものであると思います。

とりわけ、岐阜県内の現状につきましては、県が特にヘルプカード導入を推奨しているということではなく、導入している市町村もございません。

本市としましては、ヘルプカードの有効性については十分認識しているところでありますので、他の自治体の状況を見きわめながら、より効果的な導入に向けて検討してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、現在はN T Tで作成されました「電話お願い手帳」を窓口に設置し、御希望の方に配付しています。これは、耳や言葉が不自由な方のための手帳で、電話に限らず、日常のさまざまな場面で困ったときに周囲の人にお手伝いをお願いするためのものです。当分はこの手帳を活用させていただき、少しでも障がいのある方の不安軽減を図ってまいります。

次に、不妊治療費助成についての御質問にお答えします。

現在、本市では、産みたいときに子どもを産み育てる環境の整備の一つとして、平成23年度より、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精、いわゆる特定不妊治療に対して、岐阜県特定不妊治療費助成事業による承認を受けられた御夫婦に対して、その事業の対象となる特定不妊治療に要した費用のうち、県の助成金額を控除した額に対して、1回の治療につき10万円を限度として助成し、経済的負担の軽減を図ってきているところであります。

今回、一般不妊治療である人工授精治療に対しても公費助成を行い、より多くの対象となる方が治療を受けやすい状態になれば出生率の増加につながっていくのではないかと御質問がありますが、浅井議員が申されます趣旨につきましては、理解をいたしております。したがって、一般不妊治療に対します費用の助成につきましては、今後検討してまいりま

すが、今年度、脳検診、胃がんリスク検診、任意予防接種枠の拡大など新たな事業に着手し、積極的に健康づくり事業に取り組んでいるところでもあります。これらの新規事業を定着化させることはもとより、市民ニーズを的確に捉え、その都度、事業の見直しをかけながら、安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくりに邁進してまいりますので、御支援いただきますとともに、御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、浅井まゆみ議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

地域包括ケアシステムについて少しお尋ねいたします。

まず、認知症対策についてお尋ねいたします。現在、認知症予防として脳トレ教室などは行っているところですが、今お答えの中でもありました認知症の人や家族に対して手助けをする人、認知症サポーターの養成講座を現在しているとありましたが、これは認知症サポーター養成講座というのを受講することでサポーターになるということができず、本市でこの講座を受講することができる、どこが主体となってこの講座を行っていただいているのでしょうか。

それから、現在、この認知症サポーターの受講者は、何名いらっしゃいますでしょうか。

そして、この養成講座の講師役をキャラバン・メイトといますが、このキャラバン・メイトの資格を持った方はどれくらいいらっしゃいますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（川瀬厚美君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） お答えをさせていただきます。

まず、この認知症サポーター養成講座、ここで講師役を務めますキャラバン・メイトの有資格者でございますが、本市には29名の方が現在お見えになります。そのうち、現包括支援センターの職員6名が含まれております。

そこで、市が実施しておりますサポーター養成講座につきましては、この職員が中心となりまして、それぞれ地域に出向きまして実施してきております。

ちなみに、養成講座の受講者の数でございますが、今現在、1,273名ということで、現在まで37回にわたって実施をしてきております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

この認知症サポーター養成講座、ぜひ推進していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

ます。

それから、少し調べさせていただきましたところ、認知症の早期発見プログラムというのが全国の各自治体、医療機関等で導入されていますが、頭健康チェックということでは尾張旭市や、埼玉県の幸手市さんが行っております。

また、国分寺市さんでは、認知症簡易チェックサイト「これって認知症?」、介護者向け、本人向けというのがあります。これは以前提案させていただいた鬱病対策の「こころの体温計」と同じように、ホームページ上でチェックができるものであります。

それからもう1つ、認知症カフェ（オレンジカフェ）というものがあります。認知症カフェとは、オランダやイギリスで始まり、国内でも各地の自治体のほか、NPO法人、社会福祉法人などが運営を始めております。

カフェでは、神経内科医やケアマネジャーの資格を持つ女性などが加わり、認知症状のある患者の家族が気軽に悩みや不安を相談でき、家族同士が交流し、コーヒーやお茶を飲みながら和やかに懇談ができ、自宅に引きこもりがちな認知症状のある高齢者が社会につながる居場所となります。身近な地域で気軽に立ち寄ることができ、家族同士の交流を通じて早期発見・早期治療につなげることができます。症状の進行をおくらせる効果もあります。

国の認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）の中にも、この認知症カフェの普及が位置づけられております。全国で、今28カ所で行われておりますが、こういった施策を今年度の計画の中にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） 今、国会で審議されております次期介護保険のほうでございますが、地域での生活支援をかなり大々的に進めようとしております。

そういった中で、先ほど先生がおっしゃられましたような認知症カフェ等による地域での見守り、これは大変重要なものであるということは私も理解しております。

本市におきましても、今現在、幸い地区社協のほうで、10校区中、今9校区でできまして、それぞれ活発に活動されてきております。その中で、ふれあいサロン事業等がそれぞれ行われておるわけでございますが、こういったものを利用しながらお願いすることができないか等も含めまして、今後、社会福祉協議会さん等と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

そして、もう1つの視点が元気な高齢者の社会参加、活躍の場づくりです。本市の高齢化率は、推計では今年度には26.9%になるということですが、元気な高齢者をふやすための取

り組みがますます重要度を増してきています。

そこで、以前提案いたしました介護支援ボランティア制度の導入も御検討いただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） 以前御質問いただきまして、そのときに答弁させていただきましたように、今現在、本市は非常に無償ボランティアの方々に活発に活動いただいております。大変私どもはありがたいわけですが、我々としては、ボランティアは原則無償という部分は今も持ち続けております。そういった中で、こういった方々の活動もぜひお願いしながら、そしてまた先ほども申し上げましたように、地域での生活支援の部分をカバーしていかなければなりません。そういったところで、またボランティアさんに頼らなければならない部分も出てきようかと思っておりますので、この部分につきましては、今後、引き続き検討しながら、来年度からの介護保険計画の中でまた検討していきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今、地域包括支援センターの職員さんは6人体制で行っていただいていると思うんですが、本当に役割が大変重要になってきております。仕事の量も本当に膨大で、大変だと伺っております。今後、人員の強化とか人材育成が必要だと考えますが、ここら辺、市長さん、いかがでしょうか、人事の関係ですのでお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私は、これは大変ありがたいなあと思っておりますのは、要介護認定が数がそれほどふえてきていない、1,400人ぐらいでずうっと来ております。このことは、やはり施策としていろんなことをやっていることと、先ほどからお話がありますが、地区社協を立ち上げていただき、その中でいろんな活動をしていただく。あるいは、それ以前にサロンというものもやっていただいております。こういった地域ぐるみの対策がこういった数字になってきていると、大変感謝を申し上げたいと思います。

人数のことですが、当然仕事量がふえれば、そういうことは検討していくべきであろうかと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

多くの課題があろうかと思っておりますが、現場の声をよく聞いていただきまして、関係団体な

どの育成や協力体制を整えていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

次にヘルプカードについてでございますが、県内ではどこもやっていないから周知徹底がされてからというお話だったと思うんですが、ちょっと調べさせていただきましたら、瑞穂市さん、本巢市さん、垂井町さんなどが今後取り入れられていく計画があるようでございますので、よろしくお願いいたします。

それから不妊治療についてですが、近隣では、刈谷市、安城市、武豊町、日進市などが助成をしております。今年度から、県内では各務原市さんが始められております。

このヘルプカード、不妊治療の助成につきましても、本当に人口減少対策、また子どもを産み育てやすい環境づくりのためにも、ぜひ推進をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、2番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は、1点、ペット（犬・猫）の正しい飼い方の啓発について、質問相手は市長であります。

質問内容、最近市内でもペットブームであります。田舎道でも、小型犬、大型犬、雨天にはかっぱを着せての散歩をよく見かけます。家の中で飼っているお座敷犬や猫もかなりいます。生活が豊かになり、世の中が平和になったのか、それとも家族よりもペットのほうが言うことを聞くからよいのか、よくわかりませんが、ある家庭では、子どもも成長し、独立をし、遠くへ行き、お年寄り2人だけになり寂しいから犬や猫を飼うと。やがては連れ合いが亡くなり、独居生活になり数年を過ごし、介護施設へ入所される、残った犬・猫をどうされるのか。また、仕事の関係で引っ越しをされる場合はどうされるのか。里親を探すか保健所へ持っていくのか、野良になってしまうのか、飼い主のモラルが試されます。

以前にも、猟犬がはぐれたのか、捨てられたのか、ある保育園に紛れ込み、園児が大事に飼育していた鳥をかみ殺した事件がありました。

最近では、野良猫が産んだ子猫をよく見かけます。これは、家に近寄った猫に餌をやり、子猫が生まれる。自然の現象かもしれませんが、餌をやることがマナーに反する行為であります。

新聞の記事を引用させていただきますと、昨秋に施行された動物愛護管理法で自治体に犬や猫の殺処分をなくすよう努力義務を規定した。県が不妊・去勢手術や、譲渡促進、犬・猫殺

処分半減へ、10年後には35%以下の目標、4月に県動物愛護センター（美濃市）を新設した。最終的にはゼロを目指すとのことであります。獣医師3人を常駐させ、年間に60から70件の手術を想定している。県内の犬・猫の殺処分率は、低下の傾向にあり、2004年度の引き取り頭数は6,112頭で、殺処分率は79%、2012年度は3,532頭で、59%にまで下がった。人と動物とは昔から共存していたのであります。

歴史民俗資料館に羽沢貝塚から出土した人骨と埋葬犬のレプリカが展示してあります。5,000年、6,000年前の縄文時代から犬が番犬として飼われていたのであります。

介護施設の設計にも、ホールとか中庭に犬を放し飼いにして、入所者を楽しませております。アニマルセラピーといいます。

大垣保健所の犬・猫の一時預かり小屋を見学しました。一匹の首輪をつけた洋犬が寂しそうな声で鳴いておりました。そして8匹の子猫、大変かわいかった。そこへ各務原市からボランティアの女性の方が、子猫を8匹とも引き取っていかれました。ネット、チラシ、イベント会場へ持っていき、引き取り手を探しますと言われました。引き取り相手をチェックしますとのこと、家庭環境、本当に子猫を大事に育てるか、人間性を見ると言われました。

県の職員の方に、餌代とか不妊・去勢手術代ぐらい検討されてはどうですかとお聞きしましたら、配分等が大変難しくなりますから、それは考えておりませんとの返事でありました。

我が市の環境課長に聞きましたら、手術代を1軒で犬1匹、猫1匹のみ助成金を出していると言われました。西濃地域では、海津市、垂井町のみが助成制度があるとのことであります。大垣保健所の職員の方も、海津市は通報があったら迅速に対応していただいておりますと、お墨つきをもらいました。

犬は人につき、猫は家につくと言われております。現代社会は、都会も田舎も近隣とのつき合い、家庭の中でも希薄になりつつあります。日が変わりメニューのように、考えられない凶悪で残酷な事件が多発しております。ペット（犬・猫）も、この複雑な社会環境の中で一翼を担っているのであります。もっと飛躍して言いますと、医療費の抑制につながるものであります。

また、次世代の子どもたちには、生命の大切さを学ぶには大変意義があると思います。市報かいづ等でペットを飼うことについてのマナーは、時々掲載されますが、県も犬・猫の殺処分を将来ゼロにする目標を掲げておられますが、市長はどのように考えておられますか、市長のお考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員のペットの正しい飼い方の啓発についての御質問にお答えします。

少子・高齢化や核家族化の進行を背景に、家庭で動物を飼育する傾向が高まる中、ペットは家族の一員として、心の癒しや潤いをもたらすパートナーとしての存在となっています。反面、一部の飼い主のモラルや動物愛護意識の欠如による苦情も寄せられ、動物愛護の問題は、重要なテーマの一つであると考えております。

そうした中、岐阜県では、本年4月に動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づく「岐阜県動物愛護管理推進計画」が策定されました。全ての県民による人と動物が共生する地域社会の実現を目指すことを基本方針に掲げ、市町村の責務と役割は、生活環境を損なう不適正な飼い主への指導や普及啓発等について地元保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければならないとされています。

また、岐阜県動物愛護管理推進計画の進捗状況の指標として、平成16年度の実績を基準とする犬及び猫の引き取り頭数、犬及び猫の殺処分率で、本計画最終年度の平成35年度までに犬及び猫の引き取り頭数を75%削減し、1,528頭に、殺処分率を44%削減し、35%以下とすることを目標に掲げられております。

その目標を達成するため、本年4月23日に、収容した犬及び猫の譲渡推進や動物愛護普及啓発等を目的とした「岐阜県動物愛護センター」が美濃市に新設されました。

さらに、5月25日には、県内の動物愛護団体のメンバー等が民間ボランティア団体が「県動物愛護ネットワーク会議」を立ち上げ、犬・猫の殺処分ゼロを目指す活動等を行うと伺っております。

市におきましても、動物愛護行政をしっかりと着実に進めていくため、市報かいづやホームページはもちろん、各家庭にお配りした「くらしのカレンダー」等を活用して、飼い主としての心構えの啓発や、野良犬・猫をふやさないための餌づけをしないでください等のお願いや、啓発看板の設置、犬里親募集掲示を実施しております。

また、犬・猫の避妊・去勢手術に対する補助金制度は、県内42市町村中、本市を含む5市町のみで、昨年度、犬・猫合わせて109件、合計44万3,000円の補助金を交付させていただきました。

最後に、人と動物が共生する社会を実現するために、今後も、引き続きこれら諸事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 市長の御答弁で非常に協力的であるということをお聞きしまして、本当に安心した次第でございますが、今、県内の助成と言われましたが、44万3,000円という

のは、これはちょっとお聞きしますが、市内でそれだけ助成ということですね。わかりました。

それで、あとちょっと具体的に、犬・猫も雄と雌とそういう手術代が違うと思うんですが、その金額がわかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

岐阜県内の状況につきましては、環境省のホームページの中の動物愛護の中へ入っていただきますと、参考資料に犬・猫の引取り等手数料及び不妊・去勢手術助成金というものがありまして、その中の平成25年4月1日の岐阜県内の状況といたしましては、犬の助成金につきましては、海津市と七宗町の2市町ということで、雄に対する補助金が4,000円、雌に対する手術の助成金が5,000円ということで、海津市と七宗町は同額となっております。

また、猫に対する助成につきましては、海津市のほか、岐阜市、北方町、垂井町、七宗町の5市町となっております。雌が、海津市が4,000円、岐阜市が6,000円、北方町が5,000円、垂井町が3,000円、七宗町が4,000円ということで、雄に対しましては、海津市が3,000円、岐阜市が4,000円、北方町が3,000円、垂井町2,000円、七宗町3,000円となっております。

なお、岐阜市につきましては、猫につきましては、雄・雌ともに飼い主が不明な場合の補助ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ありますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君。

○2番（藤田敏彦君） 部長には丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。少しでも市民の皆さんが餌やりとか、とにかく猫なんかを見てもかわいい、かわいいばかりじゃあ済まないわけです。それには、やはり餌づけをした、そういう責任というものが問われるのであります。

それから要望でございますが、そういう愛護団体といいますか、ボランティアの方々とか動物病院の獣医の方に、そういう正しい飼い方とか、そういう講座を設けていただいて、そういう教室をやっていただくのもどうかと。そういうのも市報かいづに出してもらって、ぜひとも、猫・犬にしてみれば大切な命でございますので、いろんなことを学べると思います。それが私の要望でございますので、答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（川瀬厚美君） 藤田敏彦君の一般質問を終わります。

---

◇ 飯 田 洋 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、1番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 通告によりまして、私は福岡大橋東詰め段差の解消について、それと液状化対策の情報提供をの2点について市長にお尋ねをいたします。

私は、平成20年第1回定例会の折、同じ質問をし、結果、大垣土木事務所による現地視察の場で要望され、暫定的な措置として、交差点内の減速を促す看板の設置、橋とのすりつけ舗装工事が施工されました。その際、この対策は抜本的な対策ではないので今後も継続して要望していくとの答弁もいただきました。

その後、5年が経過し、また段差が顕著になってきました。特に橋の両側にある歩道・自転車道に進入する部分は、極端な坂路になっています。抜本的な対策としては、沈下した堤防部分の盛り土、かさ上げが必要になってくると思います。緩やかな勾配にするには、堤防部分の広範囲な工事も必要になってくると思います。国・県の協議も必要と思いますが、現状のような橋と堤防道路の取り付け部分が急勾配の箇所は、ほかには見当たりません。要望もされていると思いますが、現状はどのようになっているのか。また、このような橋、堤防との段差解消工事の施工に関しては、一定の基準等、条件があるのでしょうか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、液状化対策の情報提供についてお尋ねをいたします。

東日本大震災以後、特に千葉県浦安市での被害が多かったことから、液状化現象が大きく取り上げられてきました。特に当地方の防災対策、被害発生予測等の情報記事では、液状化による多くの被害が発生する地域として「岐阜県南部」という記載、まさに海津市が表示されています。

このような状況を反映してかこれまで町内での新築住宅の傾向としては、土台の下に基礎が布基礎からべた基礎（床版をつくる工法）に変わり、さらに当地域の軟弱基盤に対して強固な基礎を施し、地震対策をされてきましたが、最近では、さらにこのべた基礎の下に地盤改良（柱状改良）として、セメントミルクを注入しながら掘削・攪拌をして、土の中にコンクリート柱をつくる工法を施工し、より強固な地盤・基礎にされ、建築される方がふえてきました。

施工業者では、上部の家屋は丈夫につくっても基礎が軟弱では将来の家屋の保証はできないということであります。施主側では、100万円超の工事費が新たに発生します。実は思ったより高額でびっくりしたというのが施主さんの本音であります。

県によっては、公共工事でのボーリング調査結果の「地点とボーリング柱状図」を公表しているところもあります。

本市の地震防災マップでは、揺れやすさ、それから地域の危険度が示されていますが、旧海津町・平田町・南濃町地内でも地盤状況は随分違うと思います。これからの住宅建築等の

工事に際しては、古文献や古老の話をもとにまとめた情報・資料による予備知識も必要であると思います。液状化対策について、より詳細な情報提供をお願いしたいと思います。

建築物耐震化補助事業として、木造住宅耐震診断委託料、建築物等耐震化促進事業補助金、木造住宅耐震補強工事補助金に加え、耐震シェルター設置補助金の新設もされ、既存の建築物に対する補助制度は充実してまいりました。こういった補助事業に加えて、さらに新築住宅での液状化対策工事の相談窓口も必要ではないかと思えます。

以上、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の1点目の、福岡大橋東詰め段差の解消についての御質問にお答えします。

福岡大橋東詰めは、県道が交差する交差点であり、市の道路パトロール時においても常に現況を確認している箇所であります。

橋との段差が生ずれば、直ちに県道管理者である大垣土木事務所と連携をとり、補修を繰り返していただいておりますが、抜本的な対策ではなく、通行される皆様に御迷惑をおかけし、大変申しわけなく、おわびを申し上げます。

抜本的対策につきましては、毎年実施しております大垣土木事務所による管内視察の折にも強く要望しておりますが、河川堤防交差点ということもあり、現在、揖斐川左岸堤防改修工事が今尾地区から順次下流に向け進められております。近いうちには福岡大橋付近まで施工いただけるものと伺っておりますので、これらの事業と調整を図りながら、関係機関にさらに強く要望してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、橋、堤防との段差解消工事の施工に関する一定の基準等、条件はございませんが、常に現地を確認し、道路を利用される方が安全で安心して通行できるよう対策を検討してまいります。

次に2点目の、液状化対策の情報提供についての御質問にお答えします。

飯田議員御質問のとおり、海津市防災マップでは、震度表示を示す「揺れやすさマップ」、住宅の全壊率を示す「地域の危険度マップ」をお知らせしているところです。

現在、液状化対策としては、国土地理院発行の明治時代の地形図や、昭和20年代初めの航空写真と現在の地形図を重ね合わせ、昔の河川や池、堀田の状況を確認し、液状化現象の発生が高い地点の把握に努めています。

また、ボーリング柱状図の公表につきまして、岐阜県ではホームページにおいて公共事業でのボーリング調査地点を公表しております。柱状図の詳細につきましては、岐阜県情報公開総合窓口にて情報公開請求により入手可能となっております。

そのほか、液状化につきましては、大学などの研究機関との連携を図るべく取り組んでいるところです。今後、これらの機関と協議を行いながら、可能なものにつきましては、情報提供に努めてまいります。

また、古文献などの資料につきましても、情報収集を図り、地域の防災訓練などの折に御紹介していきたいと思っております。

次に、新築住宅での液状化対策工事の相談窓口と液状化対策の現状につきましては、現在、国における住宅への液状化対策の具体的な対策基準や補助制度がなく、これは液状化の調査・予測の精度や対策の効果には、現実的コストを前提にすると技術的に限界があることなど、課題が多くあるためであり、現在、的確な情報提供ができないため、当市では、液状化対策工事の相談窓口の設置はなかなか難しいと考えております。

このため、国に対し液状化対策に係る基準の公表を要望しているところであります。また、国・県に対しましても、まずは既設住宅の液状化対策補助制度の創設を要望しております。

なお、今後、新たに研究が進められ、制度化も十分期待されますので、引き続き、国・県への要望を行うとともに、液状化対策の関連情報の収集に努めて、市民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えております。

また、現段階での施策としましては、木造住宅無料耐震診断事業、建築物耐震診断事業、木造住宅耐震補強工事補助、耐震シェルター等、整備事業を実施しております。

平成26年度からは木造住宅耐震補強工事の助成制度を拡充しております。大規模地震時に倒壊の危険性の高い、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、命を守る住宅の耐震化を最優先に進めております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） まず、第1点目の福岡大橋東詰め段差の解消の関係でございますけれども、ただいま市長の答弁から、堤防との工事の関連で抜本的な工事が進むには非常に難しいということですが、当地域は、本市の東西の大動脈の地域でもあります。一つ事例を挙げますと、例えば橋の東、先頭で信号待ちをしておりますと、特に車長の長いトレーラーなんかですと、運転席は真っすぐな形で橋に進入してきますけれども、後の運転席に引っ張られる形で進入してくる荷台部分、非常に傾いた形で進入してくると。先頭におりますと、非常に怖いような感じがします。そういった意味も含めまして、ぜひこちらのほうの早期の解消ができるように要望を今後ともよろしく願いいたしまして、次の液状化情報のことについてお尋ねをしていきたいと思っております。

液状化のことにつきましては、先ほど市長の答弁からも非常に難しいという形でございましたんですけども、現状でも液状化による被災家屋の災害復旧工事には、自治体によっていろいろな名称はあると思いますけれども、例えば液状化等被災住宅再建支援事業補助金等がありますが、この災害前、被災前の対策工事についての助成、支援制度は、自治体ではなかなか見つかりません。国においても、公共施設と一体的な個人住宅については個人負担の軽減の取り組みを始めたとあります。ぜひこういった面から、今後とも国のほうにこういった補助制度の創設について要望をお願いしたいと思いますが、この液状化のメカニズムというのは、防災センターの模型等で大体わかります。この地方、濃尾平野は、沖積層で軟弱地盤とされています。

また、液状化による被害も浦安市の被害写真等で、例えば道路舗装面や側溝に亀裂ができ、そこから多量の砂が噴き出したり、あるいは家屋の傾き、あるいはマンホールの浮き上がった等が写真で紹介されておりました。

ところで、これまでもこの地方で地震が多く発生していますが、これまでの調査、情報提供のための文献、資料収集等から、液状化の被害の記録は残っているのでしょうか。もちろん、今日の地上の構造物や地下の埋設物は昔と違っていますが、東日本大震災での災害で想像できるような液状化に起因する被害がこの地方で過去に起こった記録が多くあるのでしょうか。この点について、ひとつお尋ねをしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、液状化で、先ほど古い地図と重ね合わせたと、情報提供ができると申し上げました。これは3年前の東日本大震災のときに職員が香取市、あるいは潮来、その近辺に勉強に行きました。どういったところでその液状化が起きているのか、それを調査してまいりまして、昔、川であったところ、池であったところ、そういったところで液状化が顕著に起きているということでもあります。

したがって、海津市も、先ほど申し上げましたが、明治時代の地図、あるいは戦前の航空写真、そういったものと現在のを重ね合わせたデータを持っております。しかしながら、これは個人的に、うちはどうでしょうかという御質問があれば御提供ができるものと思っております。

それから過去の事例ですが、昭和19年、昭和21年に福井地震、あるいは南海地震というのが起きておりますが、その際に、今尾の海津特別支援学校（旧今尾中学校）、この校庭から噴き上げが出ています。それから森下の、当然堀田の状態でしたので、あのあたりも非常に噴き上げております。それから本阿弥新田のあたりも、やっぱり家が45度になっていると。しかしながら、当時から森下の低いところにあるおうちでも、そのおうちの下に松の木を打ち込んであるおうちは、何ら被害がなかったということでもあります。

そういった、もう少しほかにも、例えばこの地域は瓦が二、三枚落ちるぐらいで済んだとか、あるいはこの地域ではお寺のあれが倒れたとか、そういったようなデータはございますので、またこういうお話をしていきたいと、このように思っております。

そのときに、先ほど申しあげましたように、大変なところでも、そういう松の木を打ち込んであれば大丈夫であったということでもありますので、それは新しく家を建てるときにはそういうことが可能ですけれども、今建っておるところをどうするかということになりますと、最近いろんな研究の成果を調べておりますが、木を周りに打つといいと、ただ、500万円ぐらいかかる、斜めに打って250万円から500万円かかるというようなデータであります。

したがいまして、先ほども御答弁申しあげましたが、全国市長会でもこの液状化対策、これはもっと国のほうでしっかり対応策を研究してほしいということを一歩として国のほうに要望しているということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 今、市長のほうから、この地方特有の地形、低地の関係から事例を挙げていただきましたんですが、ただ、余りこの地方での液状化の被害が予想されるということと言われますと、海津市のイメージも悪くなりますんですけども、住民の不安も高くなります。

そこで、インフラ、上水道、下水道等は、市民の生活に欠かせないものでありますが、これらの施設が被災した場合には、復旧、復興に大きく影響してまいります。

それらから、海津市ではこういった地域の特性を先取りし、これらのインフラについて施設の耐震化を初め、老朽化対策、液状化対策を促進しているんだと、新しい技術を、工法を取り入れていると。市のイメージアップにもつながる、こういった市民の安全・安心のために、ひとつここで主な代表的な工法といいますか、工事をひとつ紹介していただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君。

○建設水道部長（丹羽 功君） 耐震化、老朽化対策、液状化対策等の現状でございますが、まず道路関係のほうからちょっとお話しさせていただきます。

まず、老朽化対策としまして、海津市には市道にかかっておる橋梁が1,848橋ございます。その橋梁につきまして、長寿命化計画を策定いたしました。これは平成24年度に策定しまして、その中で橋長15メートル以上の橋が90橋ございます。そのうち、40橋が補修対象というようなことで、今年度から10年間計画で修繕等を行い、長寿命化に対して長もちさせようというようなことで考えております。今年度は、山崎北谷橋の修繕工事を実施したいというふ

うに考えておりますし、またほか2橋の設計委託等も予定に上がっております。

また、橋梁の耐震補強工事につきましては、幹線にかかっております橋梁については、おおむね補強工事は終わっておりますが、今年度は、県の農政サイドのほうで広域農道にかかっております水の里花橋の耐震工事を昨年度に引き続いて実施をお願いしていくというようなふうに伺っております。

また、上下水道の関係のほうでございますが、まず下水道のほうとしましては、下水道の耐震設計基準というのがございまして、その中でも海津市は液状化しやすいというようなこともございまして、特に管渠の埋め戻し部分の標準よりも十分な締め固めをすることによって液状化抵抗を高め、液状化の発生並びに管の浮き上がりを防止するような工法をとっております。

また、マンホールにつきましては、管渠の接続部分に可とう性の継ぎ手を用いたり、組み立てマンホールの接続につきましては、連結金具を使用し、本体のずれを防止したり、また圧送管の屈曲部分につきましては、離脱防止金具等も設置し、平成19年度からは本管部分に下水道用のリブ付硬質塩化ビニール管、（通称）リブパイプと申しておりますが、それを主に使用しまして、こちらのほうは従来の塩ビ管に比べ扁平強度が高くなっております。

また、管の基礎材及び管まきに使います材料につきましても、以前は砂まき等をやっておりましたが、最近では碎石を用いて、碎石の透水性により管の浮き上がりを防止するようなことで、そういうような工法を使っております。

また、上水道につきましては、今の上水道の配管等はおおむね完了しておりますが、下水道等の工事に伴いまして配水本管の布設がえ等を行う場合には、強靱で継ぎ手に伸縮、可とう性のあるダクタイル鋳鉄管等を使いまして行っており、また地盤変動に追従できる配水用ポリエチレン管も使用しております。

また、特に地震等に弱い石綿管の布設がえ等につきましては、合併当時、約12キロほどございましたが、現在残っておる延長は約300メートルほどというようなことで、耐震化の促進をしております。

また、浄水場施設等につきましても、耐震2次診断を今年度中には完了しまして、新しい整備計画を検討してまいりたいというようなことも考えております。

それと住宅等の関係でございますが、市長も答弁のほうで申しましたけど、なかなか新規の住宅に対する対策というのは難しい部分もございまして、現在、既設住宅の耐震対策としまして、海津市では4種類ほど用意しております。これもことしの5月の市報かいつにも載せていただいておりますが、まず診断というようなことで、これは先ほど市長の答弁の中にもございましたけど、特に建築基準法の改正前の部分、昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象でございますが、まず木造住宅の耐震無料診断ということで、こちらのほうは岐

岐阜の木造住宅耐震相談士が無料でその診断をやっていただけるというようなことでございますので、その後に出てきますいろんな耐震補強工事につきましては、この耐震診断をやらないと補強工事の補助は受けられないというようなことになっておりますので、ぜひとも対象になる住宅につきましては、診断のほうをお願いしたいというふうに考えております。

また、もう1つ診断のほうの関係で、先ほど申した木造住宅以外の建築物のほうでございしますが、こちらのほうも一応対象になる部分がございます、補助対象費用の3分の2、補助限度額が100万円というような補助事業もございます。

あと、補強工事のほうにつきましては、木造住宅耐震補強工事としまして昨年度より補助額を増額、今年度はさせていただいております。以前までは115万円が補助限度額でございましたけど、今年度は市内の業者で施工をいただく場合について補助対象事業費の70%、補助限度額が210万円に増額しております。

また、今年度、新たに耐震シェルター等の整備事業としまして上げさせていただいております。耐震診断を行っていただいた住宅のうち、耐震性が低いと判断された住宅のベッド等の周りに耐震シェルターを整備するものでありまして、その費用の2分の1、補助限度額が25万円というような補助事業も設けさせていただいております。ただ、こちらのほうは対象者が災害弱者と申しますか、60歳以上の高齢者のみが居住する住宅の方、もしくは1・2級の障害者手帳の交付を受けている人が居住する住宅の方というようなことで考えております。

また、この補強工事等を行っていただいた方に対しては、一定の所得税額の特別控除とか、固定資産税額の減額措置、基準がちょっとございますが、このような控除が受けられる制度もございしますので、耐震補強工事等のほうをぜひともお願いしたいというふうに考えております。

#### [1番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） 非常に細かく説明をしていただきまして、ありがとうございます。

今の上下水道、特にインフラの工事等につきましては、市民の安心・安全のためにも、こういった工法を取り入れまして、今後ともよろしく願いいたします。

また、住宅等の補助事業、それから最後のほうに固定資産税の関係もちょっと触れていただきましたんですけれども、この点につきましては、私も勉強して、また質問させていただきたいと思っております。

それから、一口に液状化と申しましても、旧3町内の地層は随分違うと思います。最初にも申し上げましたんですけれども、通常この地域で家屋の新築の場合ですと、田面から1メートルぐらいの土盛りをしまして、その上に通常基礎工事、家屋の建設をしますが、本市の南部の地域ですと、特に低地では水害の被害から逃れるために、人の背丈ほど、またそれ以上

上の石積みをした上に住宅を建てられるところが多くあります。この地方の特徴でもありますが、地元では昔のことはよくわかっていると思われまますので、仮にこの堀田の上に住宅を建てるとしたら、それ相当の工事をされていると思いますが、液状化対策とよく言われますが、既設の建物の補助制度、今、細かく説明をしていただきましたんですけども、この地方独特の液状化の被害と言われる今日、地下、地盤、盛り土、石積みの強度検査、補強工事、これからの施工方法等、特にこういった非常に高い石積み、土盛りをしたところの住宅の地下部分、こういったものの具体的な情報を他に先駆けて提供されてはいかがでしょうかと、こういったことを1つ御質問しますので、よろしく申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） 建設水道部長 丹羽功君、簡潔にお願いします。

○建設水道部長（丹羽 功君） やはり地質の状態を確認するのが一番大事かなということは思いますが、それには、先ほど市長の答弁にもありましたけど、過去の航空写真とか、明治時代の地形図とか、それ等も参考にしながらやるのもいいかと思えますけど、一番いいのは、やはりその地点でのボーリングデータをとって、それに基づいて施工されるのが一番いいかなというふうには思いますが、ただ、先ほど申しましたように費用がかかるというようなこともございまして、実際には、公共ですと鋼管ぐいを打ち込んだり、深い土壌改良をしたり、いろいろあるかと思えますけど、なかなか民間の個人の家等の関係につきましては難しい部分もあります。いろいろデータの的には、まだ国・県等のほうからも詳しいデータは来ておりませんので、そういうデータが来ましたら、また皆さん方にお知らせをしたいというふうにご考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 飯田洋君。

○1番（飯田 洋君） ありがとうございます。

最後に、私は建物自体を耐震補強で幾らしっかりしましても、建物が建っている地盤やぐい地震で被害を受ければ、建物も健全でいることはできないと思います。本市では、学校、保育園は耐震補強ができましたが、避難場所、救護拠点となる学校等は、建物の耐震化だけでなく、ライフライン設備や、避難場所となる敷地の確保も私は重要と思います。

今までいろいろ言ってきましたんですけども、液状化対策、最初に申し上げましたように、災害を受けた後のいろいろな補助制度はありますんですけども、こういった地方独特の地域であります液状化の被害が多く予想されるといったことも含めまして、私は非常に難しいというような最初に答弁をいただきましたんですけども、被災、災害の前の対策に対する補助・支援制度、こういったものをひとつ前向きに考えていただきたいと思えます。

今後の防災対策として、この地方独特の液状化対策、地下・地盤強化についての対策を講じていく必要があると思えますので、今後ともこういった点につきまして要望していただき

ますようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

これより休憩に入りたいと思います。再開は13時15分でございますので、よろしくお願ひ  
します。

(午後0時06分)

---

○議長（川瀬厚美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後1時15分)

---

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、8番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可も得ましたので、通告に従いまして、3点についてお聞きしたいと思います。

1点目は、コミュニティバスを含めて公共交通についてお尋ねします。

海津市では、コミュニティバスを初め、公共交通として養老鉄道、名阪近鉄バスやタクシーなどがあります。市が運行の責任を持つコミュニティバスは、改善の余地があることから見直しが始まり、平成27年10月1日からのコミュニティバスの新規運行に向けて計画策定のスケジュールが組まれています。

昨年度は基礎調査が行われ、公共交通基礎調査の報告書が4月の全協の折に議員にも配付されました。自由意見には、今までのほかの調査に比べ多くの意見が寄せられたようで、本当に皆さんの関心の高さを感じます。それだけに、この報告書を今後どのように活用していくかが大切だと考えております。

そこで、次のことをお尋ねします。

1つ目、この報告書をどの範囲で公開するのか、報告書は誰もが簡単に手に入るようにされるのか。

2つ目に、調査に当たってはバスの利用者の声を拾ってあるが、路線の見直し計画の策定をする折にどのように反映するのか。バスの利用者の意向は、公共交通会議の委員に委ねるだけなのか。

3つ目、計画の策定スケジュールには意見交換会がもう1度予定されていますが、前回の意見交換会の参加人数では、市民との協働にはほど遠いと感じます。今後どのようにしていく予定か、教えてください。

4つ目には、報告書には公共交通施策の方向性として、養老鉄道、既存路線バスの存続が

うたわれてあるが、市としてもこの文言を尊重するつもりはあるのかどうか。

続きまして、2点目です、支所機能についてお尋ねします。

この4月から新庁舎の運用も始まり、旧海津庁舎の耐震補強工事等も終了した平成27年1月からは統合され、平田庁舎、南濃庁舎は閉庁となります。新たにやすらぎ会館及び文化会館内に支所が設置されますが、北部支所、南部支所も含め各支所での窓口業務はどのようになるのか、お聞かせください。

3点目に、教育の機会均等をということでお尋ねします。

今、政府は教育委員会法改定案を提出し、教育行政を根本から変えようとしています。教育委員会法改悪は、これからの自治体の教育のあり方に直結し、見過ごせない問題です。多くの教育関係者が大切にしてきた教育の政治的中立性は、首長などが属する政治的党派の政治的考え方によって教育を左右してはならないという意味で大切な考え方です。政府の改定案は、教育を政治の言いなりにしていこうというものになっています。

日本共産党の立場は、政治と教育の関係について、政治が一番やるべきことは教育条件の整備で、絶対にやってはならないのが教育内容への介入・支配であるという座標軸を持っています。これは民主主義社会での政治と教育との根本であり、憲法の立場でもあります。

そこで、政治のやるべき教育条件整備の一つとして、高校生への奨学金について市として制度を考えていけないか尋ねます。消費税の増税や社会保障の切り下げなどが取り沙汰されている中、たとえ授業料の無償化があるといっても苦しい現実があると考えます。

また、就学援助制度の拡充も考えられないか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願います。

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の1点目の、コミュニティバスを含め公共交通についての御質問にお答えします。

コミュニティバスの運行計画につきましては、平成27年10月の再編を目指し、平成25年度には、公共交通に関する市民ニーズを把握するため、コミュニティバス、路線バスの利用者実態調査、市民アンケート及び住民意見交換会を実施し、市の公共交通に対する種々の意見を賜り、「公共交通基礎調査報告書」を取りまとめました。

堀田議員の御指摘のとおり、多くの市民の方々からコミュニティバスを初めとする市の公共交通に対する御意見をいただきました。今年度は、この調査結果を分析し、公共交通に対する課題、問題点を整理しながら、利便性の高い海津市生活交通ネットワーク計画等を海津市地域公共交通会議において策定していただく予定でございます。

1点目の、この報告書をどの範囲で公開するのか、報告書を誰もが簡単に手に入れられる

ようにするのかのお尋ねですが、既に海津市ホームページに掲載及び情報公開コーナーに配置し、情報提供しております。海津市地域公共交通会議は、傍聴が可能で、原則公開とさせていただきますので、会議資料等もホームページに掲載させていただきます。

2点目、調査に当たってはバスの利用者の声を拾ってあるが、路線の見直し計画の策定する折にどのように反映するのかのお尋ねですが、昨年の調査では、コミュニティバス、路線バスの利用者の改善要望等を把握するため、平日と休日のそれぞれ1日間、始発から最終まで調査員がバスに乗車し、ヒアリングを実施しております。バス利用者の利用目的、最終の行き先や要望等を把握することにより、運行ダイヤや行き先等を海津市地域公共交通会議の中で検討していただき、計画に反映していただけるものと思っております。

3点目の、計画策定スケジュールには意見交換会がもう一度予定されているが、前回の意見交換会の参加人数では、市民との協働にはほど遠いと感じる、どのようにしていく予定かとのことですが、昨年に実施した意見交換会は、10会場で134名の方に参加いただいております。意見交換会をワークショップ形式で行ったことにより、参加された全ての方から御意見をいただくことができ、有意義な意見交換会であったと思っております。

参加人数が少なかったことについては、開催日時が1月下旬から2月上旬の午後7時からの非常に寒い時期であったことが要因と考えられますので、今年度は、交通弱者である高齢者等が参加しやすい時期、時間帯等を考慮し開催するよう、また多くの市民の方々から意見を聞くことができるパブリックコメントの手続も経て計画が策定されるよう海津市地域公共交通会議に要請しております。

4点目の、報告書には公共交通施策の方向性として養老鉄道、既存路線バスの存続がうたわれてあるが、市としてもこの文言を尊重するつもりはあるのかのお尋ねですが、公共交通施策の方向性として養老鉄道、既存路線バスの存続についての記載は、海津市のまちづくりの指針として策定した「海津市総合開発計画後期基本計画」の公共交通機関充実施策の基本方針でございます。

養老鉄道は、通勤・通学等に利用され、市内の5駅で1日約2,700人の乗降客があり、市民の重要な交通手段となっております。廃線となった場合の影響は大きなものとなります。

また、路線バスである名阪近鉄バスの海津線は、海津・平田地区と大垣市内を結ぶ唯一の路線であり、市内のバス停8カ所ですべて1日約70人を超える乗降客となっております。

養老鉄道、路線バスは、海津市民の通勤・通学や買い物、通院等の市民生活に必要な公共交通機関であり、存続させていかなければならないと考えております。

次に、支所機能についての御質問にお答えします。

支所につきましては、平成24年3月に策定しました海津市組織機構再編計画でお示ししておりますが、市議会庁舎建設特別委員会審査報告書に附帯事項としての要望を受け、市民サ

ービスの低下を招かないよう、現支所の業務を最低限の業務とし、その他意思決定業務以外で実施できる業務を精査し、とり行うこととしております。

城山支所、平田支所では、下多度支所、石津支所とともに、市民生活に直結した窓口業務サービスを引き続き行う予定でございますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 堀田みつ子議員の高校生への奨学金について、市として制度を考えていけないかの御質問にお答えいたします。

平成26年4月から、国において国公立を問わず、一定の収入額未満の世帯の生徒に対して授業料に充てるために、就学支援金が支給される高等学校等就学支援金制度が始まっております。また、市内におきましては、曾根育英財団による援助が行われております。それ以外に、県や日本学生支援機構による奨学金制度の利用がありますので、独自に予算を組んでの支援については、今のところは考えておりません。

また、就学援助制度の拡充についての御質問にお答えします。

就学援助対象世帯には、消費税増税に伴いまして単価の見直しをし、今年度より校外活動費や学用品等の増額をいたしましたことをお伝えいたします。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、公共交通についてのところで、まずお尋ねするんですけども、この報告書の中の自由意見というのがアンケートをとっていただいた中でとても多い、本当に皆さんの関心の高さがうかがえるわけなんですけれども、やっぱりこの自由意見というのは、多分前もってのこうした調査をもとにした自由意見ではないと思うんですね、そうですね。こうした調査がわかった上での自由意見ではないと思うものですから、やっぱりこうした意見交換会のときには、この報告書のうちの前のほうにある現状調査というものがつけられて、実際にこういう意見交換会がありました。せっかくですので、せめてこれぐらいの、本当にべらの10ページ程度の、とてもいい資料だと思うんです。こうした資料というのは市のもので、誰かのものではないと思うので、市民の皆さんにも広くこうした、実際にどんなふうに乗ってみえるのか。空気を乗せているんじゃないかと言われている人でも、ああ、ここではこんなに乗っているんだとか、そういうことがわかるような資料になっていると私は思うんです。だから、こうした資料を、もう少し情報コーナーとか、例えばホー

ムページで載せられてはいるんですけども、じゃあ、ホームページとかそういうのを見られない方、見られる環境にない方に対しても、少しでも、例えば支所に行ったときに、ああ、こんなことをやったんだなあとかわかるように、もし置いていただければ、こうしたものを公開していただくというふうなことは可能でしょうか。まず、それをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 堀田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、公共交通会議の議事録を含む資料等は、基本的には公開ということで、会議の資料等につきましても公開させていただいておりますが、先ほど堀田議員から御指摘がありました情報公開コーナーだけでは不足するのではないかとこの部分につきましては、今年度、また養老線等の調査等もございますので、そういう部分も含めて、また一回検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） よろしく願いいたします。

それと、公共交通会議というのは、やっぱりどのような位置づけというんですかね、結構大きな位置づけになっていると思うんですけども、それについてちょっとお願いしたいと思っておりますけれども、ここで決まったことが全てなのか。例えば、ここで決まったことじゃないと、もうできないのか。それとも、さらにプラスしてできるものなのか、そこら辺のところを、済みませんけれども、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 海津市の地域公共交通会議は、私、副市長ということで主催をさせていただいております。今年度につきましては、中部運輸局のほうから600万円ほどの補助金をいただきまして事業計画を策定する、今、予定を踏んでおるわけでございます。そういったところで、最終的に市長のほうから諮問いただいておりますので答申をするという形になろうかと思っております。

その後につきましては、先ほど答弁されましたように、パブリックコメントをされるということでございますので、広く市民の皆様方から意見の集約ができるというふうに思っております。

その会議のメンバーでございますが、市内の公共交通会議を運営してみえる事業者の方、それから運輸局、国道事務所の職員の方、そして市民のいろんな団体、そして市民の公募された委員が3名お見えになります。そして学識経験者が1名ということで、約20名ほどの皆さんで会議を今持たせていただいております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ありがとうございます。

少しお聞きしたところによると、この公共交通会議というものはそれなりに重要で、今後も続けていかなくちやいけないみたいなことも聞きましたので、ぜひとも皆さんの意見をきっちりと集約していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

そして、何でさっきこの意見とか、そういう現状というのをしっかり公開してほしいと言ったのかというと、やっぱりいろいろ、空気を乗せているんじゃないか、乗っていないんじゃないかみたいなことを言われる方も納得して、この市の公共バスを続けていくためにも皆さんの理解を得ていくということが大事だと思いますので、やはり情報は、ホームページに載せてありますよ、情報コーナーにありますよというだけでなく、先ほども答えていただきましたので、できるだけ今後、しっかりとお願いしたいと思います。

その中で、また今度意見交換会などもあると思うんですけども、どうしても来るのに、やっぱり真ん中の小学校区の10カ所ではちょっと行きづらいなという人もあるかもしれない。それぞれの、例えばもう少し細かい集会所単位だとか、それなりの人数単位だとかというふうなぐらいの予定というか、そういうことは考えていただけるかどうかだけ、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 今、堀田議員の御質問でございますけれども、前は小学校区の10カ所ということで実施させていただきました。今、議員のお話にありましたように、これをまた自治会とか区単位という話になりますと、総数的にも175自治会ぐらいだったと思いますが、かなり多くなりますので、なかなか現実的ではないかというふうに考えておりますので、結果的に小学校単位の10カ所ぐらいでということをお願いをしたいと思っております。

ただ、先ほど市長答弁にもありましたように、平成25年度につきましては、1月、2月の寒い時期、割と出にくい時間帯だったということも原因の一つかというふうに考えられますので、今年度の意見交換会につきましては、そういう時間帯とか時期等も考慮しながら、多くの方に参加していただけるようなことを念頭に置いて検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（川瀬厚美君） 市民活動推進課長 福島謙治君。

○市民環境部市民活動推進課長（福島謙治君） 今の堀田議員の御質問に対する回答の補足をさせていただきます。

会場につきましては、鈴木部長が申したとおりでございますが、平成25年度と違うところは、ことしはパブリックコメントを実施します。ですので、多くの市民の方の意見をパブリックコメント等でもいただけたらと思いますので、住民意見交換会につきましては、10カ所程

度をというふうで考えております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 本当に5名であるとか1名であるとか4名というような参加者数、例えば自治会の自治会長さんとか、そういうところに、自治会長さんだけが出席されたというところも聞くんですね。そういうふうじゃなくして、それぞれせつかくそういういい任意団体としての自治会があるのですから、多くの参加を求めるとか、ちょっとお願いをして、たとえこの10カ所、その倍ぐらいはあるといいなあとは思いますが、とりあえずは、まずはしっかりとそういった伝達というか、きちんとお伝えする、お知らせする、周知するということをしっかりとさせていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

本当に皆さんの納得が得られると、ただ単に、もうこんなバスはなくしてしまえばいいんやという意見じゃなくして、存続させるためにどうしていかうとか、やっぱり公共交通って実際にお金がかかるからやめるとか、かからないからやるんだとかというふうな問題じゃないと思うんですね。私はそういうふうで考えているんですけども、だから、そういった皆さんの今の現状とかも踏まえながらも、この必要性をわかっていただくなり、浸透していくためには、やっぱりきめ細かな動きが必要だと思いますので、その点は、ぜひよろしくお願いします。

次に支所機能のところ、なぜこれを取り上げたかという、たまたまちょっと質問があったんですよ。済みません、市民環境部長、また答えていただくことになると思うんですけども、瓦れきとか、そういうのを持っていくのに、今は、うちの近くの人だから南濃庁舎のほうに、一回まず申請して、もう一回瓦れきを積んで、それから北部支所へ行って、それからその埋めるところに持っていかなくちゃいけないんですけども、この後、こういうことをやるのに海津庁舎まで行かなくちゃいけないんですかっていうふうなことを聞かれたんです。実際のところ、どんと積んで、また行って戻ってという位置になるんですけども、戸田の処分場のところに行くには、こうしたちょっとしたことなんかは、今後、その瓦れきの中を見て判断しなくちゃいけないということがあるから無理というふうに言うんですかね、それともどうなりますかね、全く無理でしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 今現在におきましては、海津庁舎と南濃庁舎と平田庁舎の総合窓口課のほうで確認をしてということになりますけれども、来年1月以降につきましては、今の予定では海津庁舎で、今、堀田議員が言われたように、そういう確認する部分もございまして、それと人数のこともあります。平田庁舎ですと現地まで職員が立ち会うというふうなことも現在はやっておりますけれども、人数が減ったりする関係でそういうことがなか

なかでできなくなる部分もございますので、海津庁舎で一元化していきたいというふうには今は考えておりますので、よろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 私は南濃のことしか知らないというふうなのがあるんですけども、現地で確認というのもしていたということですかね、その瓦れきを埋め立てるところで。そういうことができるならというふうなことを、一つちょっと思うんですけども、今までの庁舎があったところだけでも、もともと支所でそういう作業はしていなかったもので、もともとあった庁舎のところの海津、平田、南濃だけは確認はそこでできるようにということは全く無理でしょうか。例えば、そこの支所に行かれる職員の方というのは、それなりに大体大まかなことはわかってみえるというふうなところで行かれるのではないのでしょうか。これは、ちょっとどこの方に話をさせていただければいいのかわからないですけど、そこら辺をお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、海津と平田につきましては、物の確認だけでなく、現地に行きまして、おろしについては立ち会いをしております、1回ずつ。南濃につきましては、以前から戸田の地域の方に現地の管理はお願いをしておりますが、そういう少し違ったところもございますが、1月以降、職員の数も当然減るといふことにもなりますので、今の段階では一元化でというふうには考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） じゃあ、確認ですけど、海津・平田の現地で確認というのもなくなくて、全部ここの庁舎で確認して、それから置いてくるという意味ですかね。というんじゃなくて、もし現地で確認ということができるんやったら、今までどおりみたいなやり方をするんやったら、何かどうなんだろうと思うので、ちょっと済みません。

○議長（川瀬厚美君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 瓦れきにつきましては、物の確認ということだけじゃなくて、当然費用負担をしていただくことになりますので、その費用を徴収する行為の後、現地のほうで立ち会いをして瓦れきをおろすというようなことで今運用しておりますので、よろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） ちょっともう少し細かい点は、また後ほど教えていただこうかなあと思って、次に行きたいと思います。

もう1つ、その支所機能のところではいいますと、なかなかその支所へ行って、全部が全部判断、そこでその方が判断できるというものではないとは思いますが、できる限り、やっぱりわかっているというか、全般的なことをわかるような、例えばいろんなこういうことに対してのマニュアルだとか、ちょっと何か押せばいろんなことがわかるというふうな機能なみたいなふうになっているんじゃないかなかったです。こういうことに対する答えは、一々本庁へ聞いて、そして何か言われるのよねというふうなことを聞くので、できる限りわかるように。やっぱり支所といっても海津市の顔ですよ。その窓口って顔じゃないですか。だから、きっちりある程度お答えできる方を配置していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後、教育のところでは、前から曾根財団がありますよ、あれもありますよ、これもありますよと言われる。でも、そうじゃなくて、市としてどんなメッセージを出すかということだと思ってしまうので、ぜひ高校生の奨学金をちょっと考えていただきたいんですけど。何でもこれをずうっと取り上げているかということ、知り合いの方の子どもさんは、前にも言ったかな、定時制に行かれたんですよ。その子は何とかお金もやりくりできて、卒業もできました。でも、その子と一緒に入った子は、お金のやりくりができなくて、もう入学もできなくて退学というのか、もう入学できなかったというふうな話を聞いたんですね。そういうことから考えると、誰もが今は高校といたら、本当に義務教育ぐらいの感じに、誰もが行かれます。そういうことから考えたら、やはり窓口は大きくしていただく、あそこでもある、ここでもある、市でもきちんと対応している。

それで、たまたま、たしか都道府県が実施する奨学のための給付事業というのが、国が3分の1補助するというふうなことが今年度できたらいいのか、そういうのがあると思うので、やっぱり最先端の話だと思うんですよ。こうしたことも、ぜひもう一回、お金を出すところは市長ですので、市長、どうですか、全然だめですか。済みません、最後に一言。

○議長（川瀬厚美君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 市長ではありませんが、先ほども答弁しましたように、現在のところは曾根育英財団とか、県や日本学生支援機構というところの支援機構のものをを用いてやっていくというのを原則にしております。

〔8番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 多分途中でやめたり、退学だとか、そういうことはとても本人にとっては口惜しい話だと思うものですから、それこそ創造力の欠如にならずに、しっかりとそ

ういう気持ちも含めて考えていていただきたい。

市長は、答えられないということは、教育に対しては口出ししないよ、きちんとお金は出すよというふうな意味だと思うので、ぜひよろしくをお願いします。終わります。

○議長（川瀬厚美君） これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

---

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、5番 橋本武夫君の質問を許可します。

橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 議長の許可を得ましたので、私は公共工事の品質確保についてと6次産業化への取り組みについてという2点について市長に伺いたいと思います。

まず最初に、公共工事の品質確保についてであります。先日、公共工事の品質確保に関する法律の一部改正法が成立しました。長引く景気の低迷と公共工事悪玉論が重なって、ここ20年近く地域の建設業は疲弊の一途をたどってきました。

この法改正は、災害発生時においても地域を守る対応力を持った建設業が将来にわたって担い手を育成・確保し、公共工事の品質がしっかり保証されるためには、談合の排除は当然の大前提として、ダンピング等の過度な価格競争を是正して、適正な価格で受発注されなければならないとするものです。

海津市発注の工事は、他の市町村と比べて設計単価が少し安いのではないかという声を耳にします。また、一部専門工事業者からは、民間工事との価格差が大きい、市の仕事は余りうれしくないという話も聞きます。

海津市は、適正な価格で発注をしていますか、どのような対策、方法で公共工事の品質を確保されますか、お尋ねをいたします。

本年4月に、南濃体育館の屋根材がはがれて落下するという故障が発生しました。幸い人身事故にはなっていないものの、屋根の故障としては一番起きてはならないことが施工後10年数カ月で起こったことは、非常に重大な問題です。この故障は、設計監理、材料、施工のどこに原因があって発生したのか、調査、究明されていますか。また、再発防止に向けてどのような対策をとられましたか。品質確保に関する一例として質問いたします。

次に、6次産業化に向けての質問です。

市長は、本年度の施政方針の中で農業政策について6次産業化に取り組んでいくこと、その第1弾として、柿酢の製造に着手すると表明されました。調査・検討に取りかかり、本年秋に収穫される柿から開始して、本市の新たな特産品にしたいということでした。

生産者の方からは、小さな柿、見た目が悪い柿を利用できるならありがたいという声もあって、それ自体は非常によい取り組みであると思います。

他方、聞いていない、よく知らないという方もいらっしゃる、高齢で柿をつくるだけで精いっぱい、それ以上のことをする余裕がないという生産者の方もいらっしゃいました。

また、自家用で柿酢をつくってみえる方は、上手につくるのは難しいとか、酒税法との関係は大丈夫なのかという意見もありましたが、現時点では生産者の方が手にしている情報が少なく、戸惑っている方がほとんどではないかという感じです。

市側が独走するのではなく、生産者と振興にかかわる全ての人が手を取り合って、市の特産品として育て、発展させていくという姿勢で取り組んでいただくことはできないでしょうか。

他の柿産地でも、柿酢のほかに、柿ジャム、柿アイスクリーム、柿ドレッシングなど多種類の製品をつくっておられます。柿酢だけでなく、海津市オリジナルの柿を利用した製品づくりも目指してはどうでしょうか。

最後に、柿生産者への情報提供を隅々まで行っていただくことはできないでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の1点目の、公共工事の品質確保についての御質問にお答えします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とし、さらに公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律では、基本理念に災害対応を含む地域維持の担い手確保や、ダンピング受注の防止、公共工事の従事者に対する労働環境の改善なども新たに盛り込まれ、また基本理念を実行することを発注者の責務として、その方法として、市場の実態を反映した予定価格の設定、入札不調・不落時の見積もり活用方式の実施、低入札価格調査基準制度や最低制限価格制度の導入、適切な工期設定や設計変更の実施などが上げられています。

橋本議員御質問の、海津市は適正な価格で発注していますかについてお答えします。

市発注工事の積算に当たっては、標準的な工事価格が算定できるように公表された積算基準、労務単価及び資材単価を用いておりますので、適正な価格で発注しているものと考えております。

毎年度、土木・建築・上下水道・農林事業等、多くの工事が発注されますが、工事の発注は、設計書をもとに算出された設計額により、一定の規模を超える工事について入札を行い、業者を決定しています。

この設計額の算出のもととなる単価は、土木関連工事では、県下の市町村が採用していません岐阜県の積算システムで算出しております。そのほか、建築関連工事では、「建設物価」や「施工単価」等の刊行物に掲載されています単価を採用し、特殊なもの、未掲載のものについては、複数のメーカーや専門業者による見積もりを参考に単価を決定しております。

このような単価の決定については、どの市町村でも行われています。多くの補助事業の価格決定にも採用されており、過去の会計検査院の現地検査においても指摘はございません。このようなことから、適正な価格によって工事が発注されておりますことを確信しています。

また、工期の設定については、早期発注により適正工期の確保に努め、さらに設計図書と現場の不一致が発生したり、工法の見直しが必要となるなど、工事の円滑な執行や品質の確保に支障が及ぼすような場合には、受発注者協議の上、適正に設計変更を実施しております。

次に、どのような対策、方法で公共工事の品質を確保されますかについてお答えします。

公共工事の品質は、建設工事が適正な調査及び設計に基づき発注され、工事受注者の適正な施工の実施並びに発注者による適正な工事の監督、検査の実施により確保できるものであります。

このことから、市では品質の確保がされるよう、調査・設計委託業務の発注については、委託業務の成果は、工事の品質に大きく影響することから、競争参加者の技術的能力の審査を行っており、会社の業務実績、配置予定技術者の資格や業務実績等を審査しています。

工事業者の決定につきましては、一定の規模を超える工事は、事後審査型条件つき一般競争入札や指名競争入札などによりますが、ここで重要なことは、個別工事ごとに競争参加者の技術審査を実施し、具体的には、業者の総合評定値、建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験等、審査の結果、一定の水準を満たさない建設業者は、参加を認めないことであります。

また、入札に当たっては、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じ、円滑な施工確保に努めています。なお、予定価格の公表は、契約後の事後公表とさせていただきます。

工事の施工に当たっては、適正な監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を実施し、将来における発注に活用されるよう資料の保存を行っております。

また、このほかにも、建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による積算、地域企業を活用しつつ、発注ロットの配慮等による技術者・技能者の効率的活用、入札契約手続の効率化等の徹底、資金調達の円滑化等、周辺環境の改善に引き続き取り組んでいくことが公共工事の品質の確保の促進につながるものと考えており、地元の建設業者を優先した業者の選定を行っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

す。

次に、南濃体育館屋根材落下に係る原因とその後の対策等についてお答えします。

本年4月に発生しました南濃体育館の屋根材の落下事故に関しましては、4月21日の議会全員協議会で報告させていただきましたが、剥離したFRP板の工事は、平成15年8月に行い、その完成検査において適切に施工されていることが確認されております。

また、今回の落下事故の現地の確認の際には、当時の建築設計に携わった業者にも立ち会いを求め、その剥離状況を確認させております。

その結果として、工事施工後10年8カ月ではありますが、使用している材料や請負業者の施工等に問題がなく、当時吹いていた強風に原因があると判断をいたしました。

今後の再発防止策といたしましては、本定例会に上程させていただいております補正予算により、体育館の耐震診断とあわせ屋根の補強計画を策定する費用を計上いたしており、平成27年度において工事を実施する予定をしております。

次に2点目の、6次産業化への取り組みについての御質問にお答えします。

先ほど議員が述べられたとおり、私は今年度の施政方針で6次産業化の取り組みを農業分野における重要施策に上げさせていただきました。

現在、我が国は、TPP協定において難航する農業分野の交渉を粘り強く続ける状況にあります。将来的には関税障壁の撤廃など、外圧による自由貿易化の流れはとめようもなく、農産物の多くが外国産品との市場競争にさらされる公算が高いと推測されます。

この対策として、政府は、米の生産調整など保護政策を見直し、担い手農家の規模拡大や、営農組織の法人化によって経営体の財政基盤の強化を図る一方、6次産業化の推進により付加価値の高い農産物の生産を実現して、農業分野の市場競争力の強化に努めるなど、農政の転換を図っており、先進的と称される本市の農業が今後も持続的な発展を遂げるには6次産業化の取り組みが必要であると考えからであります。

このような背景が柿酢の6次産業化にはありますが、御説明が不足した点から、大変関係者の皆様に御心配をおかけしたことをおわびして、ここまでの進捗状況と今後の展望など、事業概要を御説明させていただきます。

最初に、事業の推進母体であります。これは西美濃農業協同組合と海津市、そして中部大学の三者、いわゆる産官学の共同プロジェクトで進めております。このことは、西美濃農業協同組合が持つ事業展開のノウハウと中部大学の研究・技術開発力が加わることを意味して、にしみのブランドの新たな海津市の特産品の誕生に大きく前進するものであります。

次に、現状と今後の予定であります。既に海津市産の柿の分析を中部大学に委託しておりますので、その結果を見て、早ければ今秋収穫される柿を用いて開発に着手する予定であります。その結果がよいデータが出れば、今後、逐次、生産者の皆様への御報告を欠かさず、

情報公開に努める所存であります。

最後に、柿酢に限らず、今後、多くの特産品が海津市に誕生して地域経済が活性化するよう、6次産業化を積極的に推進してまいります。

以上、橋本武夫議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございます。

まず初めに、南濃体育館の故障からもう一度上げたいんですけども、今の市長の御説明ですと、施工は検査がちゃんと通っていると、強風等が原因であるということなんですけれども、強風が原因であるのならば、その付近の建物の屋根に関しても何がしかの故障が発生していないと、南濃体育館の上空、屋根の面にだけめっちゃくちゃ強風が吹いたということはちょっとあり得ないと思うんですが、その程度のということはおかしいですが、近隣の建物が被害を受けない程度の風で屋根材が飛ぶということは、恐らくこれは強風だけではなくて、何かしら原因がなければそういう故障は発生しないと思うんですね。材料の選定がそもそも適切なものであったのかどうか、それから検査のときにはオーケーだったかもしれないけれども、よくよく調べてみたら、やはり工事施工に問題があったとか、何かしらあると思うんですが、本当に強風というだけで片づけちゃっていいんでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局次長 菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） 原因について御答弁させていただきます。

当時、体育館の管理人から報告を受け、周辺をまず調査させていただきました。屋根につきましては、隣接する東天神社の庭まで飛んでいまして、またそのほかには体育館周辺のところに落ちていました。

考えられるのは、体育館周辺で風が舞い上がったということと、東天神社の屋根が隣接しておりましたけれども、東天神社と体育館の間は木がたくさんありますので、その木で東天神社の屋根が災害に遭わなかったということとっております。

参考ですけれども、当時、南濃・関ヶ原線沿いのある喫茶店の日ごろ飛んでいくということが考えられない大きな構造の冷蔵庫が倒れたりとか、あと、南濃・関ヶ原線の樹木が倒れたりしたとかということもお聞きしております。

また、現地の調査につきましては、屋根を押さえておるビス自体が折れておりまして、明らかに巻き上がったという感じで、ほぼ屋根が取れていましたので、先ほど言いました強風がそこで舞い上がったということで判断をさせていただきました。以上でございます。

[ 5 番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） あくまでもそうおっしゃられるなら、そうなんでしょうということにしておきましょう。

それじゃあ、書いていないですけども、今年度の予算で日新中学校の修繕工事、入札も終わっていますね。あれの原因はわかりますか、わからなければ結構ですけども。

○議長（川瀬厚美君） 教育委員会事務局次長 菱田昭君。

○教育委員会事務局次長（施設担当）（菱田 昭君） 日新中学校の食堂の屋根の補修につきましては、昨年、時間雨量九十何ミリという豪雨がございまして、といが吐け切れなかったということで、屋根裏に水が回ったということで報告を受けてございます。以上でございます。

[ 5 番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 90ミリ程度の雨で雨漏りしたという設計だったと。90ミリの設計は、常識ですよ。というか、このあたりでは90ミリでオーケーかどうか、ちょっと私、はっきりはしませんけれども、時間当たり90ミリ、100ミリ程度降っても大丈夫な設計をしているのが普通だとは思うんです。だから、その程度で雨漏りするような設計にそもそも問題はないのかなというふうに思うんですが、ここではそれはよしとして、何らかの原因があって何らかの故障が発生すると思うんです。ただ、今回の日新中学だって1,000万円を超える修繕費がかかるということだと、建物を建てるときに、幾らなるべく安くつくろうとして頑張ってみえても、ランニングコストでたくさんかかっちゃうと、逆に市の税金を無駄遣いということになるんじゃないかなと私は思うんです。

当然、期間が来たときのメンテナンスは必要ですけども、それ以外に何かしらの原因があるにせよ、多大な修繕費を使うというようなことではなく、もちろんそれは原因のあったところの責任は追及しなきゃいけないと思いますけれども、より大事なことは、それぞれの工事に関してしっかりと設計の価格があって、施工業者がしっかりと仕事をして、当然長もちする建物を建てる、長もちをする公共工事をするというふうにしていかないと、潤沢とは言えない予算ですから、なるべく大事に使っていただきたいと、そのように思います。

市長の話ですと、適正な単価で適正な設計価格をしていますよという話なんですけれども、それであるならば、下請の工事業者が余りうれしくないというような現状というのは、ひょっとすると元請さんの下請いじめもあるのかもしれないかもしれませんが、元請だってそんなにもうかっていないのなら、もうかっているのであれば下請をたたくということもさほどないだ

ろうと思えるんです。やっぱり元請さんもかなりぎりぎりのところで受注をして、落札をして、それを下請、協力業者に回すということで、かなり無理をお願いしているんだろうというふうには思うんです。

基準が県の単価とかとありますから、それは無理でしょうけれども、なるべく品質の高い工事ができるような設計をお願いしたいということと、やはり一番の問題は、労務費、要するに日当に関してなんですけれども、何か災害があった場合、頼りになる道路の復旧だとかといった施設のライフラインの整備、復旧云々というのと、やっぱり地元の業者さんが頼りになると思うんですね。そういった場合に、日ごろ地元の業者が育っていない、人材不足になっているというようなことになると、これはまた何かあったときに大変な問題になると思います。建設業で働く方々の日当、給料、そういったものが適正に確保されるような、そういった指導なりをお願いしたいと思います。

それから、次に柿酢づくりですけれども、これはそもそもが耕作放棄地を何とかしようということなのか、それとも、今、柿畑をやっている方々の収入がアップすることを目的とされているのか、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） ただいまの御質問でございますけど、私ども、今おっしゃったように、耕作放棄地対策という一面もございます。それから、新たに6次産業化に向けてブランド化、付加価値をつけた商品販売等の両輪で進めていきたいというふうに考えておりました。柿部会の総会が4月にございまして、私、その場へお邪魔しまして、市のほうが今年度は柿酢づくりにつけての6次産業化に向けた事業を進めておりますということを皆様方の前でお話ししてございますし、いろいろな面で、今市長の答弁の中にもございました。農協、県、いろいろな関係機関と今連携して方向づけをさせていただいております段階でございまして、海津市、特に南濃が主になりますけど、南濃町でつくられております柿は、現在、生産量の約9割ほどが東京市場のほうへ出荷されているというような傾向で聞いておりますし、東京市場のほうでも、ぜひとも岐阜県、特に南濃町の富有柿は非常に甘いということで、県下でも一の甘さを誇っているという、そのような生産地でございますので、それを生かして青果でも推進販売をしていきたいと。

それから、今、青果での商品販売ができないようなものにつきましては、今市長が申し上げましたように、6次産業化というような事業推進の中で柿酢づくりというようなことでやっていきたいと思っております。

特に柿酢づくりでございますけど、今、議員の御質問の中にもございました酒税法等との絡みもございますので、それは県下で岐阜北税務署がその辺の窓口になっておりますので、私ども、今税務署と、それからあと食品衛生法とか、いろいろな関係法令が絡んできており

ますので、その辺も踏まえて、今、調査しておりますので、ある程度方向づけができれば、柿部会の皆様方、役員を通じ等、情報公開をして進めていきたいというふうに考えておりますし、本年度（平成26年度）予算につきましては、そういう優良視察も予算化しておりますし、またその本格的な柿酢づくりに向けた講習会、研修会等も開催したいなというふうに思っておりますので、ひとつ時期が来ましたら、皆さん方にまた多数参加していただけるような研修会等を開催したいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 柿を実際につくっていただいている生産者の方のお話なんですけれども、こういう柿等、果樹というのは米づくりとかと違って非常に人の手がかかる部分が多い、機械化が難しい作業らしいですね。当然、高齢になってくると非常に作業がきつい。いつやめようかということを考えていらっしゃる方が大勢見えますし、現状、会社勤めをしてみえて定年になられた方がやってみえるというところが多いようです。定年前の方でやっておられる方は非常に少ない。やはりお金がもうかればやる気にもなると思うんですけれども、苦勞の割に収入にならないということであると、幾らうちに柿畑があろうとも、柿づくりを続けようという気にはならないと思うんですよね。そういった中で柿を生かした特産品をつかって収入アップにつなげていくということは、非常に大事な取り組みであろうと思います。ただ、やはり6次産業ですから、1掛ける2掛ける3で6になるんであって、1のところからゼロになっちゃうと、幾ら掛け算をしてもゼロなんですよね。早くこの1がゼロにならないように、なるべく道筋というものを明らかにしてもらって、実際に今柿をつくっている方が、もう少し頑張ってみよう、収入アップにつなげてみようという気持ちになるような明るい設計図みたいなものをなるべくきちんと示していただかないと、今、柿をつくってみえる方は、非常に苦しい状態ですから、そういったところをしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども部長が言いましたが、やっぱり物がよくないといけない、柿酢にしましても。それで、今、成分分析を行っているわけでありまして、これがしっかり確認されましたら、市民の皆さん方にもお話、御提示ができると思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） よろしいですか。

[5番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 橋本武夫君。

○5番（橋本武夫君） 今の市長のお話ですと、その成分の分析がちゃんとできてからという

ことですので、多分生産者の方はそういう成分分析がちゃんとできてからお話がありますよということを知っておきたいと思うんですね、当事者としては。だから、きょう、ここで話を聞きましたから、多分生産者の方にも伝わると思いますので、きちんと分析が出たら、また速やかに生産者の方に情報をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（川瀬厚美君） これで橋本武夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 赤 尾 俊 春 君

○議長（川瀬厚美君） 続きまして、3番 赤尾俊春君の質問を許可します。

○3番（赤尾俊春君） 議長の許可をいただきましたので、市長に2点、質問をさせていただきます。

最初に、平成26年4月から海津庁舎東館での業務開始に伴い、新設された危機管理課・監察室の業務内容について質問いたします。また、2点目として、道の駅「月見の里南濃」の運営状況についても質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

平成26年4月から危機管理課・監察室が新設されて業務が開始されました。市長は、統合庁舎が完成したら危機管理課・監察室の新設をしたいと平素から公言されていました。

そこで、市長に質問いたします。

最初に素朴な質問で申しわけないのですが、危機管理課・監察室の新設がなぜ必要と考えられたか、お答えください。

次に、危機管理課・監察室の主な業務を詳細にお答えください。

続きまして、道の駅「月見の里南濃」の運営状況について質問いたします。

平成17年3月の合併後、海津市で運営されている月見の里南濃の平成18年度から平成25年度までの施設利用者数、出荷者等の推移はどのように変化していますか、お答えください。

毎年度の一般会計繰出金の額が年々増加しているが、なぜか。平成19年度の予算書によりますと、一般会計繰出金が約2,400万円、7年経過した平成26年度予算書によりますと、約5,400万円の繰出金が予定されています。繰出金がふえた理由をお答えください。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の1点目の、危機管理課・監察室の必要性と業務内容についてお答えします。

防災・危機管理は、市民にとっても自治体にとっても避けては通れません。地震や台風などの自然災害だけでなく、原子力災害やテロ事件など、私たちの生活は多くの危機に囲まれています。

こうした状況にあつて自治体は、市民の生命・財産を守るために、災害や危機に対して迅速に対応しなければなりません。しかし、制度的、継続的に業務を行うのが自治体組織であり、継続性や安定性を求めて法律や手続が重視されます。

私は、かねてより「安全・安心なまちづくり」を目指しており、緊急事態の発生に備えて準備を行い、危機時において迅速かつ的確に対応するための司令塔となるべき組織が絶対に必要であると考えておりました。このため、今回の組織の見直しにあわせて危機管理課を設置しており、組織の壁を超えて横断的に活動するものと期待しております。

一方、監察室につきましては、公正かつ適正な職務の執行を確保するために設置したもので、ことし3月までは企画部内にありました。

次に、危機管理課・監察室の主な業務についてお答えします。

まず、危機管理課ですが、危機管理に関することとして、危機管理基本指針に基づき運用されています、防災会議、国民保護協議会に関することは、それぞれ条例を根拠に設置している機関です。地域防災計画、国民保護計画、水防計画に関することについては、現在、見直し作業を行っているところです。

このほか、防災意識の普及啓発、自主防災組織の育成強化、市民生活の防災対策全般に関すること、避難場所の調査及び指定、災害備蓄品の調達及び管理、防災行政無線に関することを所管しております。もちろん、災害等、危機事案が発生した場合には、司令塔として先頭に立って対策を講じてまいります。

なお、このほど海津市業務継続計画（BCP）の策定作業に取りかかりました。大規模災害時等では、地域防災計画で定める新たな災害対応にかかわる業務のほか、通常行っている業務、その他緊急に行わなければならない業務が発生し、市職員が行うべき業務の質が変化し、量が増大します。しかも、業務を行う上で必要な職員、庁舎、ライフライン、情報システムなどの必要資源が被災し、活動が制約されることとなります。

業務の遂行に当たっては、人的、物的、時間的にも制約を受けるため、このような状況下では、業務が復旧するまでのレベルや時間を考え、優先されるべき業務を特定し、必要な資源も考え合わせ、必要な対策をあらかじめ準備していく必要があります、地域防災計画を補完する上でも極めて重要であると考えております。

本計画につきましては、危機管理課が中心となり、来年3月をめどとして、職員で組織する防災委員会で検討してまいります。

次に監察室の業務ですが、職員の倫理に関する制度の調査、監察に関することを所管しております。

次に2点目の、道の駅「月見の里南濃」の運営状況についての御質問にお答えします。

最初に、物産館直売所を利用する農産物直売所出荷者協議会、農畜産物処理加工組合及び

物産館出品者連絡会の会員数であります。各年度末の平成18年度出荷者協議会から、順次御報告いたします。

平成18年度が136人、平成19年度が136人、平成20年度が134人、平成21年度が136人、平成22年度が137人、平成23年度が135人、平成24年度が131人、平成25年度は132人と推移しており、会員数は、数名の入退会を繰り返して安定した状況にあります。

また、加工組合は8名、出品者連絡会は26名で、入退会もなく、ともに会員数は安定しております。

続いて、月見の里南濃運営特別会計への一般会計繰出金が平成19年度2,473万3,000円から、平成26年度5,411万7,000円に増額され予算計上された点について、その理由を御説明させていただきます。

一般に特別会計は、その事業の特異性から、財政面において独立して運営される必要がありますが、道の駅「月見の里南濃」は、計画段階より地元経済のカンフル剤となるよう、情報発信の拠点として供用開始しておりますので、その収益構造は、一般的な商業施設と比べて脆弱であります。この点から、健全な運営が安定して持続できるよう財政支援することとして、平成19年度一般会計繰出金は、地方債償還金元金735万7,000円、その利息分1,068万5,000円、土地借上料987万8,000円を加えた施設整備に関連する費用の合計金額2,792万円を上限に予算を計上しておりますが、平成26年度は、これに運営面の充実のため配置する嘱託員の人件費を加え、地方債償還金元金が3,598万円、その利息分が690万2,000円、施設用地借上料913万7,000円、一般事務嘱託員報酬等213万6,000円の合計金額5,415万5,000円を上限に一般会計繰出金を計上しており、平成19年度との比較では、地方債の元金償還が始まった点に大きな相違があります。

以上、赤尾俊春議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） 答弁ありがとうございました。

最初に、危機管理課・監察室について再質問をさせていただきます。

先ほど市長が心強い思いを述べていただきましたんですが、一番大事なことは、市民の生命・身体・財産を守りたいと、そういう気持ちからだと思っておりますが、何分そういった災害の有事の際には緊急を要するというので、こうした危機管理課というものを設けていただいたのではないかと考えています。

一方、監察室というのは職員向けの業務に対する監察ということと、またそういった事故の起きないようにするのが大きな目的かなというふうに思っております。

危機管理課の業務というのはすごく幅広いと思います。災害だけではありません。例えば、インフルエンザとか、そういったことの流行の兆しがあるときには、いち早くそういったものに対応するというのも業務の中にあると思いますが、防災のほうで少し質問をさせていただきますが、現在、市内には防災機関と申しますか、消防署、消防団、また自主防災組織、NPO等がありますが、そういった組織をいかにうまく束ねて未然に災害を防ぐ、また災害が起きたときには、いち早く市民の安全を守るというのが業務かなと思っておりますが、その辺、まだできて間もないと思いますが、そういった防災機関との連携はどのようにされるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） お答えをいたします。

今、赤尾議員が申されますように、防災関係機関、さまざまなものがございますし、このほかに自主防災組織、そういったものもございます。

市民の皆様の中には、さまざまな知識や経験をお持ちの方がお見えでございます。こういったことを海津市の総合開発計画におきましても、「協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津」というものを将来像に定めておるところでございます。こういったことから、市民の皆さん、あるいは団体の皆さんとの協働を推進していきたいというふうに考えておりました。この2月に防災会議が行われましたが、この中では分科会を設けるということで承認をされております。この中でも、ぜひ検討していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ただいま答弁の中にありました、分科会という組織を設けるということでありましたが、過去、防災会議、私も委員として参加したことがあります。申しわけないですが、本当にこれ防災会議でしょうかというようなことで、いわゆる施設の状況、またそういったものの報告のみでありましたので少しがっかりしておりました。

今回、危機管理課ができて、そういった、もっときめ細かい行動計画等々が勘案されて出てくるのを正直言って楽しみにしております。でも、こうした災害は、いつやってくるかわかりません。ゆっくりしておるわけにはいかないと思いますので、その点、早くそういったことを勘案されて、行動計画等々をつくり上げていただきたいと思っておりますが、何せいつもつくり出すということで承認を得なければなかなかできないというのが行政の、いわゆる遅いといえますか、難しいところでありまして、できるだけ早くそういった組織を立ち上げて、市民のために頑張るそういった指針をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 危機管理監 三木孝典君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（三木孝典君） 災害対策基本法の中には防災会議の事務といたしまして、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するというものがございます。したがって、防災計画のみならず、重要な事項については審議するというので努めてまいりたいと思いますし、できるだけ早い機会にお示しをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ありがとうございます。

しつこいようですが、できるだけ早くじゃなく、いち早くこういった検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。答弁は要りません。

続きまして、道の駅「月見の里南濃」の運営状況について答弁をいただきました。先ほども市長からの答弁がありましたが、平成19年は約2,400万の予算が計上されておりました。平成26年の予算書によりますと、約5,400万円の繰出金が予定されています。

再度お尋ねいたしますが、この約5,400万円の内訳をもう一度お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 5,400万円の内訳でございますけど、償還元金利息でございますが約4,300万円ほど、それから借地料でございますが約920万ほどということで、約5,220万円が毎年繰入金という形で固定化されているということでございます。ひとつよろしくお願ひします。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） 今、数字が償還元金利息が4,300万円、それから借地料920万ということでございますが、これ正直言いますと、もう平成26年で約10年ほどになると思うんですが、10年たちますと、平成18年、平成19年は少し少ないんですが、約4億9,000万円ほどの繰出金がされておると思ひます。これから、また10年、20年ということになりますと、30年ぐらいたちますと、15億円の繰出金がされるように感じるんですが、果たしてこれだけの拠出金をもって地域振興といいますか、地域の経済を立て直すといいますか、それに対する補助金にしては余りにも大きいのではないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） ただいまの御質問でございますけど、まず償還金の関係でございます。これは開設当時、20年償還という形で、元利均等償還ということで20年間の償還

計画が立ててございまして、最終が平成36年度までということで償還計画がつくられております。

それから借地料につきましては、今後、相手がある話でございますけど、これにつきましては予算的な関係もございまして、あと相手との契約等に対する合意内容によりましては、ひとつ買取ということもできるのかなというふうに思っております。

ただ、償還金につきましては、平成36年度が最終年度ということで、毎年4,300万円ほどの償還があるということは事実でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あと道の駅の位置づけでございますけど、私どもとしましては道の駅は地域の、もう1つ、クレールという道の駅がございますけど、海津市の北の玄関、南の玄関というようにことで総合アグリステーションという位置づけにしておりまして、当然、海津市内のいろんな情報の発信基地、なおかつ地域特産品のPRを兼ねた直売所等というようなことで、海津市のPR効果ということでは、非常に私は海津市にとっての一つの有効手段であるというふうに考えておりますし、それから農業の一環といたしまして、地域のお年寄り等、また小規模農家の育成等につきましても、大型化するばかりが農業ではないというふうに考えておりました、やっぱり地域の高齢者等の活性化等も踏まえまして、大事な位置づけにして、農業全般の推進というようなこととして考えております。

それから農業関係でございますけど、出荷者協議会というのがございまして、約百三十数名の農家の方で組織をつくっていただいております。開駅当時は、非常にお恥ずかしい話ですが、地元産の野菜が少ないかったというのが現実でございます、ことし、ちょうど開駅10年を迎えます。この間に、開駅当時に比べて約2倍ほど地元の生産量、販売額等もふえてきて、これは非常にいろんな関係機関の御努力もいただきまして、生産者に対する栽培講習会、また安全・安心な農産物の販売のための農薬の適正な使用管理方法というような形で農家等の育成も図ってきましたということで、この10年間につきましては、農家さん等のいろいろな努力のおかげで、道の駅の直売所としての機能は果たしてきているというふうに考えております。

これにつきましては、今後、皆様方と、また関係機関とも連携しながら、海津市の月見の里南濃独自の特色のある農産物直売所、道の駅というような形で推進していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

[3番議員挙手]

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） ありがとうございます。

これ、私、ちょっと通告書のほうには記載をし忘れたんですが、施設利用者の中の来店者、そちらのほうの数字がどのような状況かというのがひょっとしてわかったら教えていただきたい

いなと思っておりますが、わからなければ結構です。また、後で伺いますのであれなんですが、どうでしょうか。

○議長（川瀬厚美君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） 利用者数ということで把握させていただいておりますけど、これにつきましては、以前にも御説明したかと思いますが、買い物をしていただきましたレシートの数を基本に利用者数というようなことで把握させていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

参考にですけど、平成16年に開駈しまして、当時、平成16年度が年間でございますけど、10万9,033人、それから平成17年度が28万8,182人、平成18年度が33万1,936人、平成19年度が30万869人、平成20年度が28万6,257人、平成21年度が28万5,509人、それから平成22年度が27万461人、平成23年度が27万625人、平成24年度が26万3,620人というような利用者数の経緯でございます。最も多かつたのが平成18年度が33万1,936人ということで、この10年間の最高でございます。ことし10周年ということもありまして、各農家、それぞれ出店者等の方と一つのもと、原点に返り、目標販売額を3億円、そして利用者数が年間30万人、月平均2万5,000人を目指して頑張ろうということで意思統一しまして、10周年に向けて頑張っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川瀬厚美君） 赤尾俊春君。

○3番（赤尾俊春君） 通告にない答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

いずれにいたしましても、平成26年の予算書から見ますと、1億1,300万円ほどの予算の中で一般会計の繰出金が先ほども言いましたように5,411万7,000円、そういった金額が出ております。できれば、施設を利用される方、また行政のほうも何かイベントを打ったりなんかして、もっとPRをして来店者をふやす。また、出店者も伸びていないということでしたら、できるだけそういったものをふやしていただき、皆さんでもうけていただき、少しでも一般会計から拋出しないような形を皆さんで頑張ってくださいとよいと思ひますので、その点、よろしくお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（川瀬厚美君） これで赤尾俊春君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（川瀬厚美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、予定された一般質問は全て終了いたしましたので、6月16日は休会とし、次回は6

月20日午前9時に再開しますので、よろしくお願ひします。

御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後2時48分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 26 年 9 月 1 日

議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 松 田 芳 明